

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画
(素案)

令和元年（2019年）11月

鎌倉市・逗子市・葉山町

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 ごみ処理広域化の目的	1
2 計画策定の背景	1
3 基本理念	2
4 計画の目的及び位置づけ	3
5 計画期間	3
第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要	4
1 地域概要	4
2 地域特性	7
第3章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等	8
1 ごみ処理の概要	8
2 資源物とごみの総排出量の推移	16
3 発生原単位	26
4 資源化の状況	27
5 ごみ組成	28
6 ごみ処理経費	29
7 生ごみ処理容器等の助成状況	31
第4章 人口及び資源物とごみの総排出量の推計	32
1 人口推計	32
2 資源物とごみの総排出量の推計	33
第5章 広域化の基本方針	37
1 課題と連携の方向性	37
2 基本方針	38

第6章	ごみの減量・資源化施策	40
1	実施方針	40
2	家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策	40
3	事業者から排出されるごみの減量・資源化施策	41
4	取組むべきその他の施策	42
5	可燃ごみ量の将来予測	43
第7章	ごみ処理施設の整備方針	45
1	ごみ処理施設整備の考え方	45
2	第Ⅰ期(令和2年度～令和6年度)計画の整備方針	46
3	第Ⅱ期(令和7年度～令和11年度)計画の整備方針	49
4	整備スケジュール	52
5	ごみ処理施設の集約化等によるごみ処理経費の縮減	52
6	2市1町における将来のごみ処理体制について	53
第8章	計画の推進方策	56
1	連携体制	56
2	費用負担の方法	56
3	計画の進行管理及び見直し	57

第1章 計画策定の趣旨

1 ごみ処理広域化の目的

各家庭や事業所などから排出される一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づいて、それぞれの市町村が処理をしています。

今後予想される人口減少など社会状況の変化に伴う課題に対応していく必要が迫られる中、各市町村単独で処理するだけでなく、連携して取り組むことで、安心・安全で効率的かつ持続可能な廃棄物処理体制の構築を目指すとともに、廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図ろうとするものです。

2 計画策定の背景

平成9年度(1997年度)に、ごみ処理に関する種々の課題に対応するため、「ごみ処理の広域化計画について（平成9年(1997年)5月28日付環衛173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）」が示されました。この中で各都道府県はごみ処理の広域化に向け、次の事項を目的とした実施計画を策定することとされました。

- ①ダイオキシン類削減対策
- ②焼却残渣の高度処理対策
- ③マテリアルリサイクルの推進
- ④サーマルリサイクルの推進
- ⑤最終処分場の確保対策
- ⑥公共事業のコスト削減

神奈川県は、この通知に基づき平成10年(1998年)3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」を策定しました。計画では、地理的・社会的条件を考慮しつつ県内を「横浜」「川崎」「横須賀三浦」「湘南東」「湘南西」「大和高座」「厚木愛甲」「相模原」「県西」の9つのブロック圏域に区分し、ごみ処理の広域化を進めることとしています。

鎌倉市、逗子市及び葉山町は、横須賀三浦ブロック（4市1町：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）に区割りされ、平成10年(1998年)7月に「横須賀三浦ブロックごみ処理広域化協議会」、平成13年(2001年)4月には「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」を設置し、ごみ処理広域化に向けた調査・検討を開始しました。

しかし、広域組織の前提となる可燃ごみの分別と処理方法の統一等の課題が解決に至らなかったことから、平成18年(2006年)1月に「横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会」は解散することとなりました。

その後、平成18年(2006年)2月に鎌倉市と逗子市は、「鎌倉市・逗子市ごみ処理広域化検討協議会」を設置し、同年4月に覚書を締結し、2市での広域化処理に向けた協議を開始しました。しかし、協議のめどが立たないことから、平成22年(2010年)2月に覚書を解除し、両市ともに老朽化した既存の焼却施設の延命化を図りながら、引き続き将

来の広域処理に向けた検討、協議を継続することとして、新たな確認書を取り交わしました。その後、逗子市と葉山町のごみの共同処理の協議開始を受け、平成 28 年(2016 年)5 月に葉山町を加えた鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会を設置し、連携を目的とした覚書の締結に向けた協議を開始しました。同年 7 月に鎌倉市・逗子市・葉山町におけるごみ処理広域化に関する「覚書」(以下「覚書」という。)を締結し、ごみ処理の広域連携を進めていくこととしました。

ごみ処理の広域連携にあたっては、覚書の基本理念に基づきゼロ・ウェイストの実現を目指して様々なごみ減量・資源化施策の検討、各市町が担うごみ処理の役割分担、適正なごみ処理体制の実現を目指した既存施設における共同処理、効率的かつ効果的なごみ処理を推進するための廃棄物処理システムの構築について、検討を進めていくこととしました。

3 基本理念

鎌倉市・逗子市・葉山町(以下「2市1町」という。)は、資源の無駄をなくし、環境負荷の少ない循環型社会の形成に資するゼロ・ウェイストの実現を目指します。

**基本理念：環境負荷の少ない循環型社会の形成に
資するゼロ・ウェイストの実現を目指す。**

4 計画の目的及び位置づけ

鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画（以下「本実施計画」という。）は、国及び神奈川県のお考えに基づき、2市1町における今後のごみ処理の広域的な取組についての基本的な方向性を示すものとして策定するものです。

本実施計画の位置づけは、図1に示すとおりです。

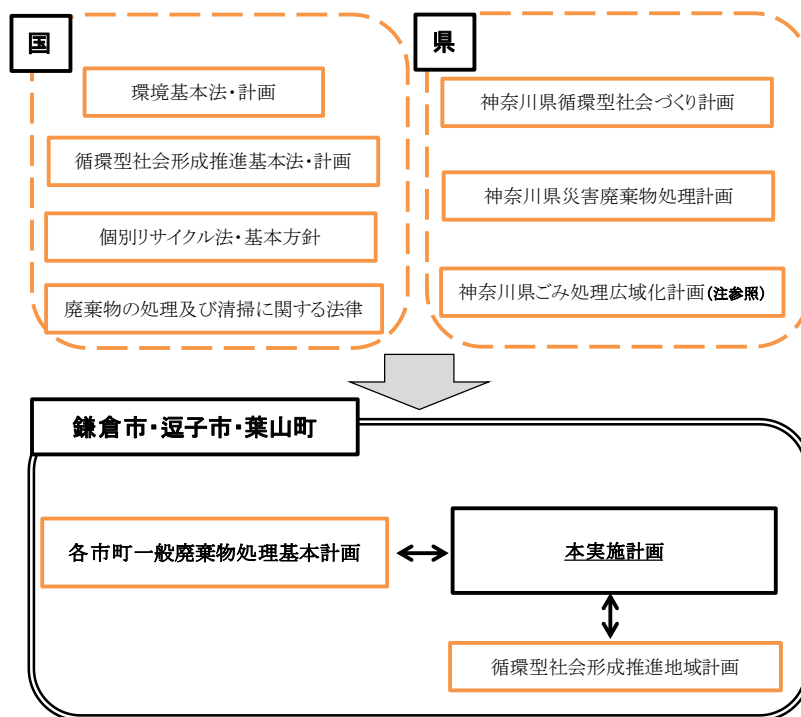


図1 本実施計画の位置づけ

(注) ごみ処理広域化の取組は、神奈川県ごみ処理広域化計画の計画期間の満了に伴い、「神奈川県循環型社会づくり計画」に位置づけて推進しています。

5 計画期間

本実施計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)を初年度とし、構成市町のごみ処理計画等との整合を図り、令和11年度(2029年度)までの10年間とします。また、今後の動向を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

第2章 鎌倉市・逗子市・葉山町の地域概要

1 地域概要

(1) 位置

2市1町の位置を図 2.1 に示します。2市1町は、神奈川県南東部、三浦半島の内部に位置し、南側に面する海からの影響で、内陸部に比べ夏は涼しく冬は暖かいという温暖な気候に恵まれています。総面積は 73.99 km² で神奈川県全域の 3.1% を占めています。



図 2.1 位置図

(2) 人口と世帯数の推移

2市1町の人口と世帯の推移を表 2.1 及び図 2.2 に示します。

平成 29 年度(2017 年度)の 2市1町の人口は、264,687 人で、各市町とも減少傾向にあり、2市1町では 5 年間で 3,271 人の減少となっています。

また、平成 29 年度(2017 年度)の 2市1町での人口比率は、鎌倉市が 65.1%、逗子市が 22.8%、葉山町が 12.1%となっています。

表 2.1 人口及び世帯数の推移

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	人口(人)	174,162	173,523	173,530	173,019	172,337	172,284
	世帯(世帯)	73,226	73,328	73,701	73,035	73,149	73,666
逗子市	人口(人)	60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439
	世帯(世帯)	24,018	24,082	24,164	24,103	24,415	24,520
葉山町	人口(人)	32,813	32,545	32,478	32,408	32,109	31,964
	世帯(世帯)	12,671	12,636	12,710	12,714	12,582	12,647
圏域	人口(人)	267,958	266,927	266,737	265,852	265,002	264,687
	世帯(世帯)	109,915	110,046	110,575	109,852	110,146	110,833

※ 逗子市の人口には池子米軍住宅人口を含む

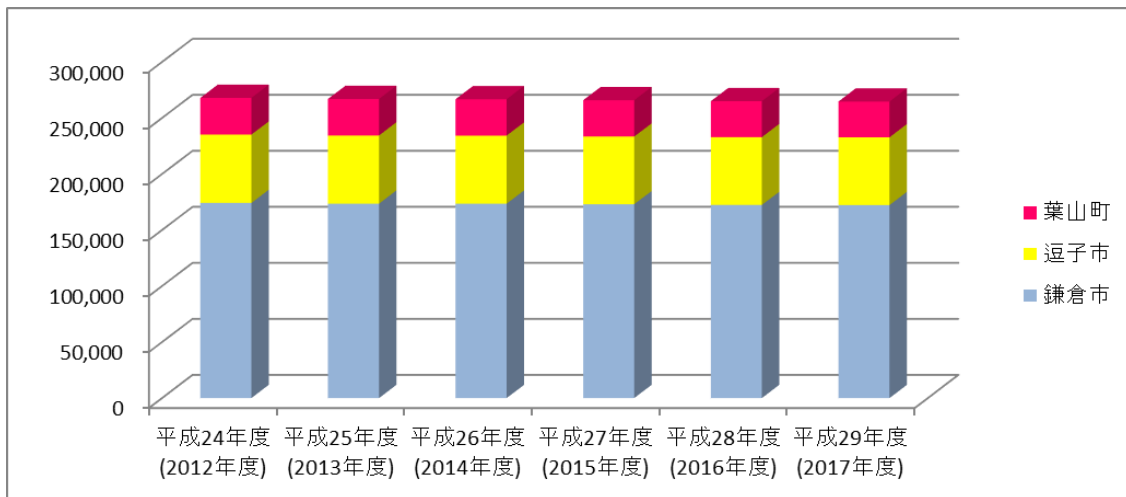


図 2.2 人口の推移

(3) 土地利用の状況

2市1町の土地利用の状況を表 2.2 に示します。

鎌倉市では、宅地が 64.9%を占め、次に山林が 23.9%を占めています。

逗子市では、宅地が 60.4%を占め、次に山林が 32.9%を占めています。

葉山町では、山林、原野といった自然的土地利用が約半分を占め、続いて宅地が 33.7%を占めています。

表 2.2 土地利用の状況

区分	単位	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	計
鎌倉市	面積 (ha)	2	103	1,460	537	8	140	2,250
	割合 (%)	0.09	4.58	64.89	23.86	0.36	6.22	100.00
逗子市	面積 (ha)	0	5	430	234	0	43	712
	割合 (%)	—	0.7	60.39	32.87	—	6.04	100.00
葉山町	面積 (ha)	47.7	62.9	386.1	505.2	35.5	107.0	1,144.4
	割合 (%)	4.17	5.5	33.74	44.14	3.1	9.35	100.00
計	面積 (ha)	49.7	170.9	2,276.1	1,276.2	43.5	290	4,106.4
	割合 (%)	1.21	4.16	55.44	31.07	1.06	7.06	100.00

(4) 産業の動向

2市1町の産業大分類別事業所数をみると、鎌倉市では卸売・小売・飲食店が43.8%を占め、次にサービス業が32.2%を占めています。

逗子市ではサービス業が50.5%を占め、卸売・小売・飲食店が24.4%を占めています。

葉山町では卸売・小売・飲食店が38.8%を占め、続いてサービス業が32.9%を占めています。

表 2.3 産業大分類別事業所及び従業者数

区分	総数		農業・林業・漁業		鉱業		建設業	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
鎌倉市	7,558	72,981	12	69	0	0	455	1,992
逗子市	1,891	15,195	1	21	0	0	142	575
葉山町	982	7,736	1	43	0	0	129	596
計	10,431	95,912	14	133	0	0	726	3,163

区分	製造業		電気・ガス・水道業		運輸・通信業		卸売・小売・飲食店	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
鎌倉市	218	7,964	5	191	218	5,865	3,307	23,779
逗子市	52	269	2	8	37	485	462	3,465
葉山町	28	172	1	6	33	290	381	2,794
計	298	8,405	8	205	288	6,640	4,150	30,038

区分	金融・保険業		不動産業		サービス業		公務	
	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)	事業所数 (社)	従業者数 (人)
鎌倉市	92	1,309	780	2,366	2,437	27,936	34	1,510
逗子市	19	280	208	612	955	8,841	13	639
葉山町	6	26	68	165	323	3,311	12	333
計	117	1,615	1,056	3,143	3,715	40,088	59	2,482

出典：平成26年経済センサス基礎調査

*卸売・小売・飲食店には宿泊業を含む。

*サービス業は学術・専門・技術、生活関連、教育・学習支援業、医療、福祉、複合サービス業、サービス業（他に分類されていないもの）の合計数

2 地域特性

(1) 観光人口

2市1町の入込観光客数の推移を表2.4及び図2.3に示します。

2市1町は、全国でも有数の観光地である鎌倉市を有し、平成29年度の2市1町の入込観光客数は、約2,200万人となっています。鎌倉市が約92%を占めています。

表2.4 入込観光客数の推移

(千人)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	19,743	23,083	21,956	22,926	21,285	20,424
逗子市	1,353	994	800	889	1,015	977
葉山町	573	581	587	611	662	687
計	21,669	24,658	23,343	24,426	22,962	22,088

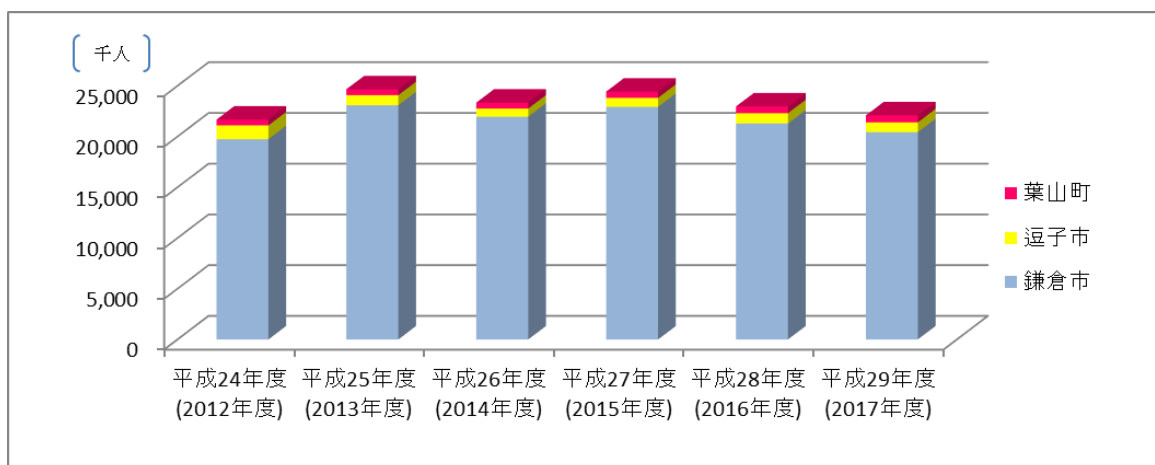


図2.3 入込観光客数の推移

第3章 鎌倉市・逗子市・葉山町のごみ処理の現状等

1 ごみ処理の概要

2市1町のごみ処理の概要は、次に示すとおりです。

(1) ごみの分別区分

2市1町のごみの分別区分は、表3.1～表3.3に示すとおりです。

また、2市1町のごみの分別区分の相違点は、表3.4に示すとおりで、プラスチックごみに相違が見られる以外ほぼ同様であり、主に資源ごみの分別区分に違いが見られます。

表3.1 鎌倉市のごみの分別区分

分別区分		主体	収集方法	収集回数	排出方法		
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	ステーション	週2回	有料袋(指定収集袋)	
		燃えないごみ	直営・委託		月1回	有料袋(指定収集袋)	
		容器包装プラスチック	委託		週1回	透明・半透明袋	
		製品プラスチック	直営・委託		月1回	透明・半透明袋	
		ミックスペーパー	委託		週1回	紙袋	
		紙パック	委託		週1回	結束	
		新聞紙	委託		週1回	結束	
		雑誌・古本	委託		ステーション・拠点回収	週1回	結束
		ボール紙・クラフト紙	委託			週1回	結束・紙袋(ボール紙のみ)
		段ボール	委託			週1回	結束
		布類	委託		ステーション	週1回	透明・半透明袋
		植木剪定材	直営・委託			週1回	透明・半透明袋、結束
		ペットボトル	直営・委託			週1回	透明・半透明袋
		飲食用カン・ビン	委託			週1回	コンテナ
		危険・有害ごみ	直営・委託			月1回	透明・半透明袋、紙包
		使用済み食用油	直営・委託			月1回	ペットボトル
粗大ごみ・臨時ごみ		直営	自ら運搬又は戸別収集(予約制)	随時	—		
事業系	燃やすごみ		事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託	随時	—		
	紙類						
	植木剪定材						
	布類						

*持込の処理手数料は250円/10kgです。

表 3.2 逗子市のごみの分別区分

分別区分		主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営・委託	ステーション	週2回	指定袋(有料)
		不燃ごみ	委託		週1回	指定袋(有料)
		危険有害ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
		ペットボトル	委託		週1回	透明・半透明袋
		容器包装プラスチック	直営・委託		週1回	透明・半透明袋
		あきびん	委託		2週1回	透明・半透明袋
		草・葉・植木ごみ	委託		2週1回	透明・半透明袋
		小型家電	委託		2週1回	透明・半透明袋
		粗大ごみ	直営		戸別	随時
	集団回収	新聞	登録業者	ステーション	週1回(地区により異なる場合 有)	透明・半透明袋
		雑誌				透明・半透明袋
		段ボール				透明・半透明袋
		飲料用紙パック				透明・半透明袋
		ミックスペーパー				透明・半透明袋
		布類				透明・半透明袋
		アルミ缶・スチール缶				透明・半透明袋
		家庭金物				透明・半透明袋
	拠点回収	廃インクカートリッジ	直営	拠点	随時	回収ボックス
		廃蛍光管				
水銀式体温計						
廃食用油						
あきびん						
乾電池・小型充電式電池						
CD・DVD類						
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託			随時	—	

*持込の処理手数料は250円/10kgです。

表 3.3 葉山町のごみの分別区分

分別区分		主体	収集方法	収集回数	排出方法	
家庭系	収集	燃やすごみ	直営	戸別	週2回	透明・半透明の袋
		容器包装プラスチック	直営		週1回	透明・半透明の袋
		プラスチックごみ	直営		月1回	透明・半透明の袋
		ペットボトル	委託	ステーション	月2回	コンテナに入れる
		透明びん	委託		月2回	コンテナに入れる
		茶色びん	委託		月2回	コンテナに入れる
		その他の色のビン	委託		月2回	コンテナに入れる
		白色トレイ	委託		月2回	コンテナに入れる
		廃食用油	委託		月2回	フタ付き容器に入れる
		埋立ごみ	委託		月1回	コンテナに入れる
		小型電気製品	委託		月1回	コンテナに入れる
		乾電池	委託		月1回	コンテナに入れる
		蛍光管・電球	委託		月1回	コンテナに入れる
		草木類	直営	月2回	透明・半透明の袋	
		粗大ごみ	直営	戸別/直接搬入	随時申込/搬入	—
	集団回収	新聞、雑誌、ダンボール	登録業者	ステーション	週1回	コンテナに入れる
		紙バック				
		ミックスペーパー				
		アルミ缶・スチール缶				
		金属製調理器具				
その他金属類						
古布・衣類						
事業系	事業者による自己搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者への自主委託			随時	—	

*持込の処理手数料は250円/10kgです。

表 3.4 分別区分の違い

	鎌倉市		逗子市		葉山町	
製品プラスチック	製品プラスチック	収集	(燃やすごみ)	(収集)	プラスチックごみ	収集
白色トレイ	(容器包装プラスチック)	(収集)	(容器包装プラスチック)	(収集)	白色トレイ	収集
小型家電	(燃えないごみ)	(収集)	小型家電	収集	小型電気製品	収集
金属製調理器具	(燃えないごみ)	(収集)	家庭金物	集団	金属製調理器具	集団
その他金属ごみ	(燃えないごみ)	(収集)	(不燃ごみ)	(収集)	その他金属類	集団
廃食用油	使用済み食用油	収集	廃食用油	拠点	廃食用油	収集
蛍光管・電球	(危険・有害ごみ)	(収集)	廃蛍光管	拠点	蛍光管・電球	収集
乾電池	(危険・有害ごみ)	(収集)	乾電池・小型充電式電池	拠点	乾電池	収集
体温計(水銀式)	(危険・有害ごみ)	(収集)	水銀式体温計	拠点	(蛍光管・電球)	(収集)
C D・DVD	(製品プラスチック)	(収集)	C D・DVD類	拠点	(プラスチックごみ)	(収集)
廃インクカートリッジ	廃インクカートリッジ	拠点	廃インクカートリッジ	拠点	(プラスチックごみ)	(収集)

収集：市町による直接収集 拠点：拠点による回収 集団：集団回収

(2) 中間処理施設の整備状況

中間処理施設の設置状況は、表 3.5 に示すとおりです。また、2 市 1 町の中間処理施設の位置は、図 3.1 に示すとおりです。

表 3.5 中間処理施設の整備状況

	鎌倉市		逗子市		葉山町	
	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度	規模(t/日)	稼動開始年度
焼却施設	150	S57.2	140	S56.11	-	S52.4
粗大ごみ処理施設	破碎施設	100 (※)	-	-	10	-
	圧縮施設	20 (※)	-	-	-	-
	併用施設	-	-	30	S54.6	10
資源化施設	カン・ビン	20	H9.4	-	-	-
	ミックスペーパー	20	H9.4	-	-	-
	ペットボトル	-	-	1.25	H11.11	-
	容器包装プラスチック	-	-	6.7	H22.6	-
	植木剪定枝	-	-	3.75	H22.9	-

(※) 鎌倉市の破碎施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

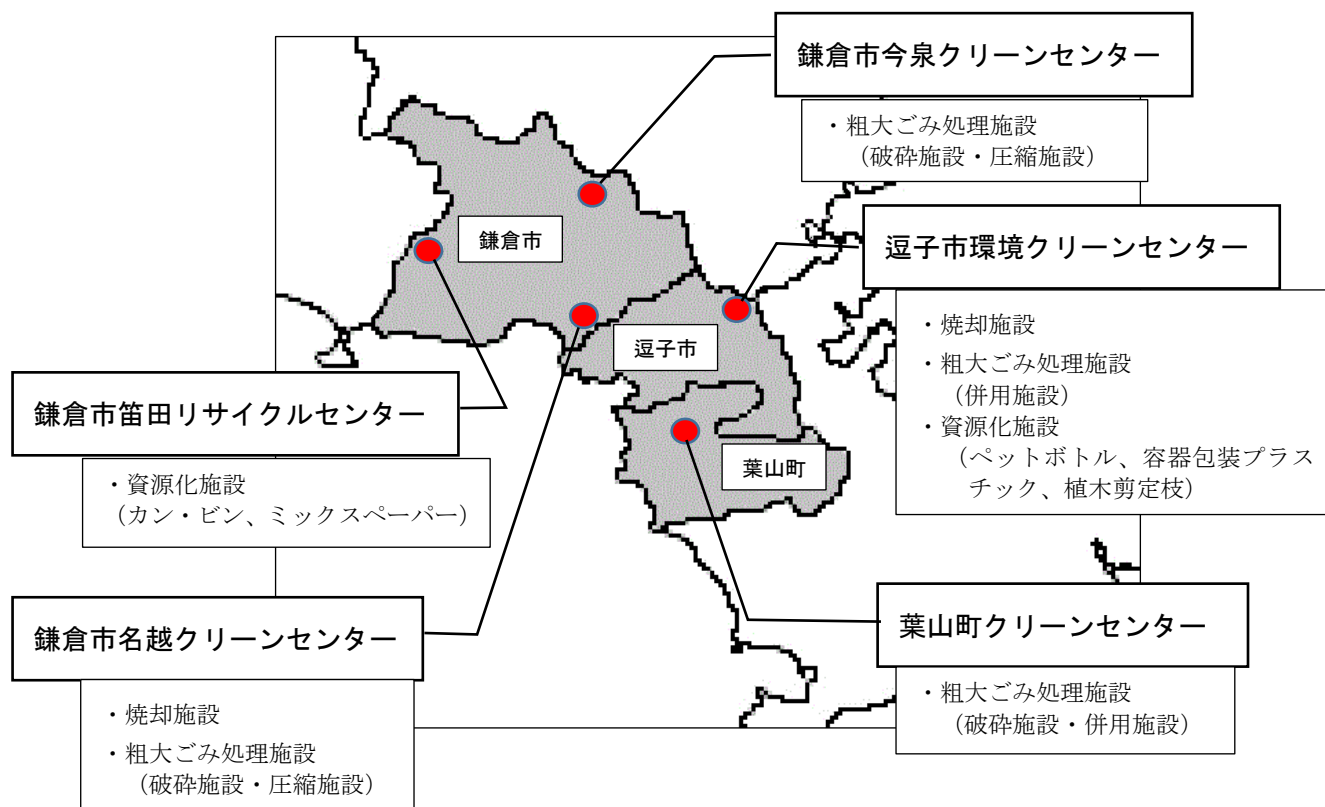


図 3.1 2 市 1 町の中間処理施設の位置図

(3) 最終処分場の整備状況

最終処分場の整備状況は、表 3.6 に示すとおりで、逗子市のみが最終処分場を整備していますが、最終処分場の残余容量が少なくなっていることから、焼却残さの処理については、平成 26 年度(2014 年度)から市外の民間事業者へ委託しています。

なお、鎌倉市及び葉山町は埋立可能な最終処分場を持たず、焼却残さの処理は、市外の民間事業者へ委託しています。

表 3.6 最終処分場の整備状況

	埋立開始	埋立地面積 (m ²)	埋立地容量 (m ³)
逗子市	平成5年(1993年)6月	7,950	55,892

(4) ごみ処理の流れ

2市1町のごみ処理の流れは、図3.2～3.4に示すとおりです。

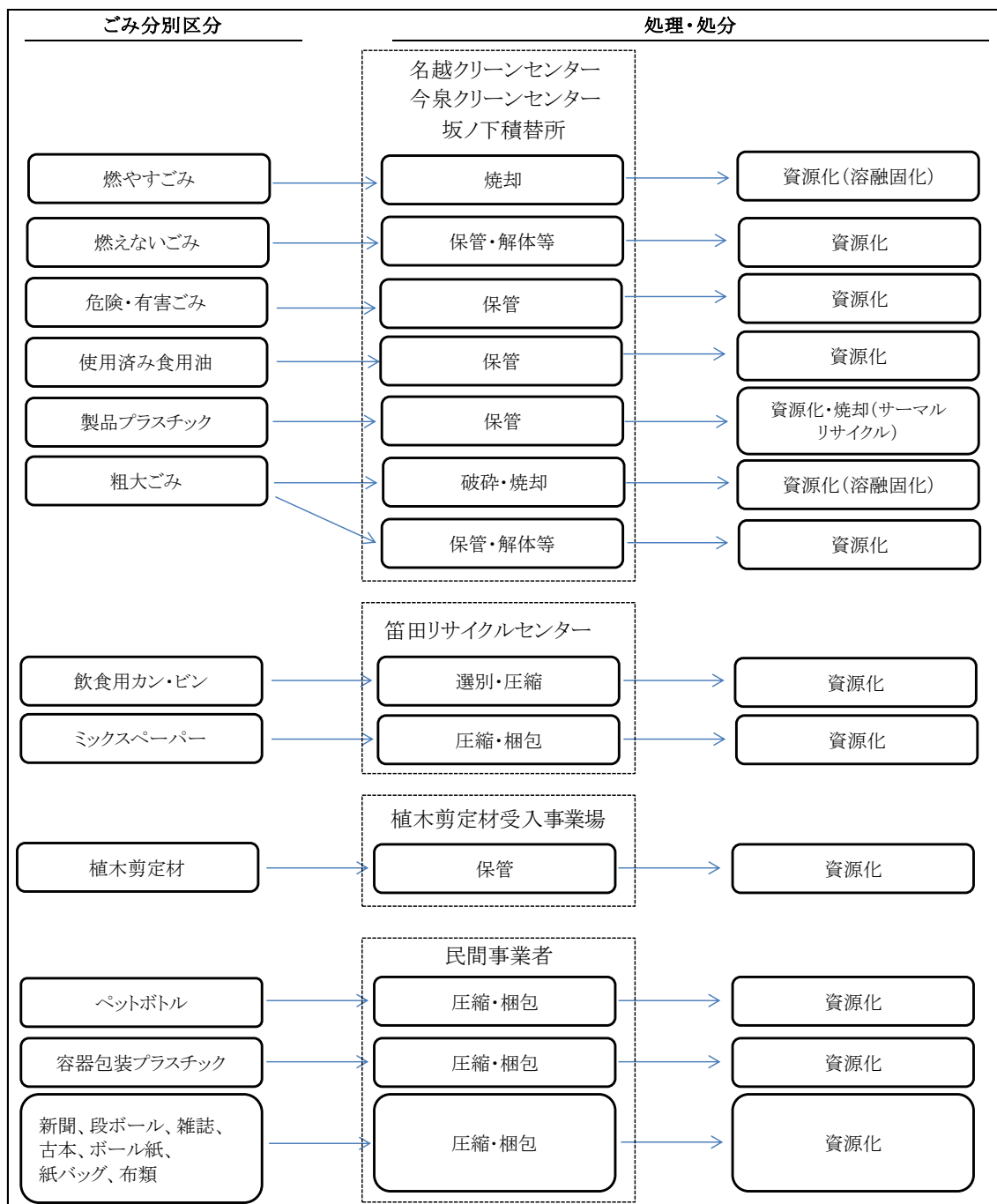


図 3.2 鎌倉市のごみ処理の流れ

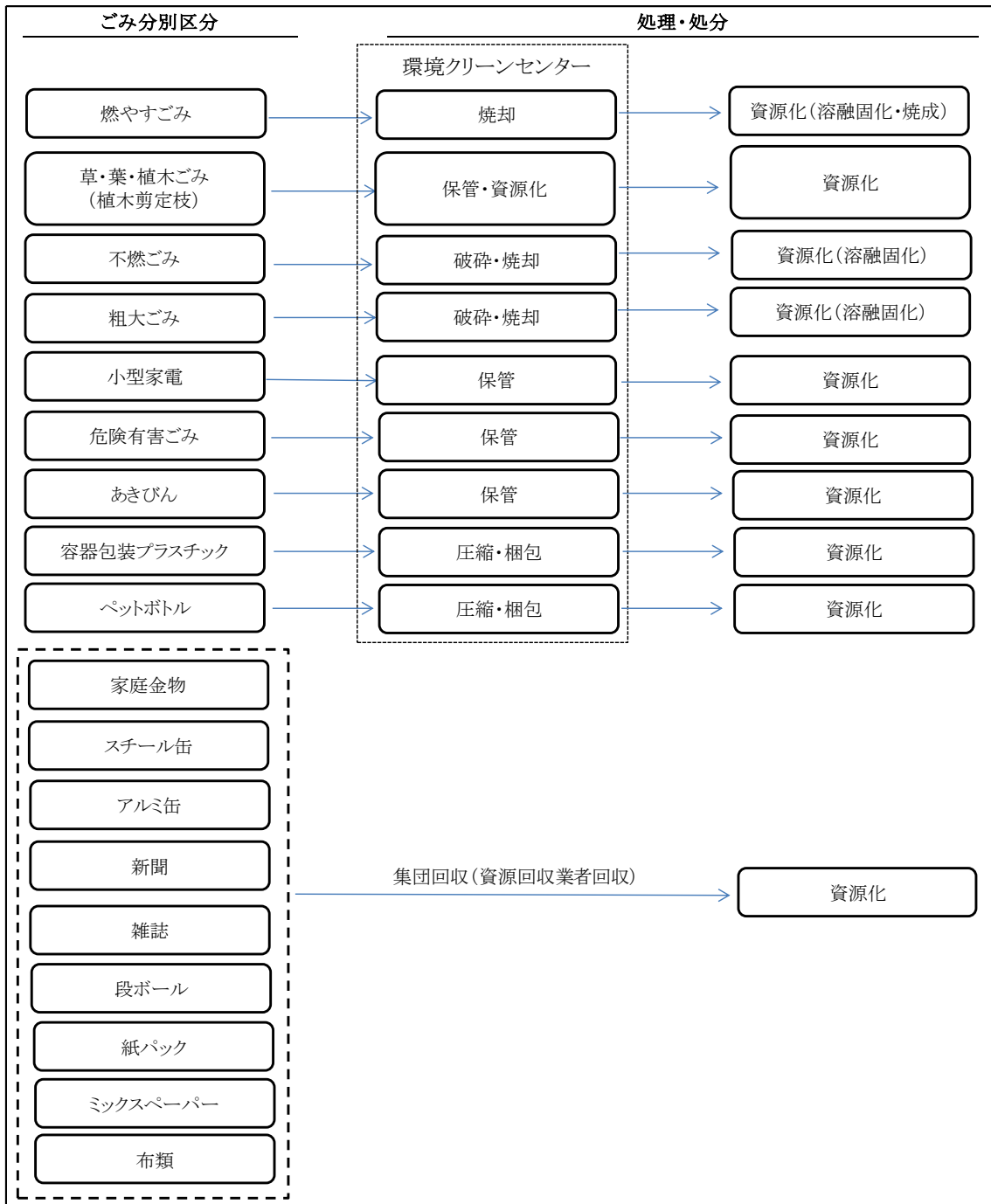


図 3.3 逗子市のごみ処理の流れ

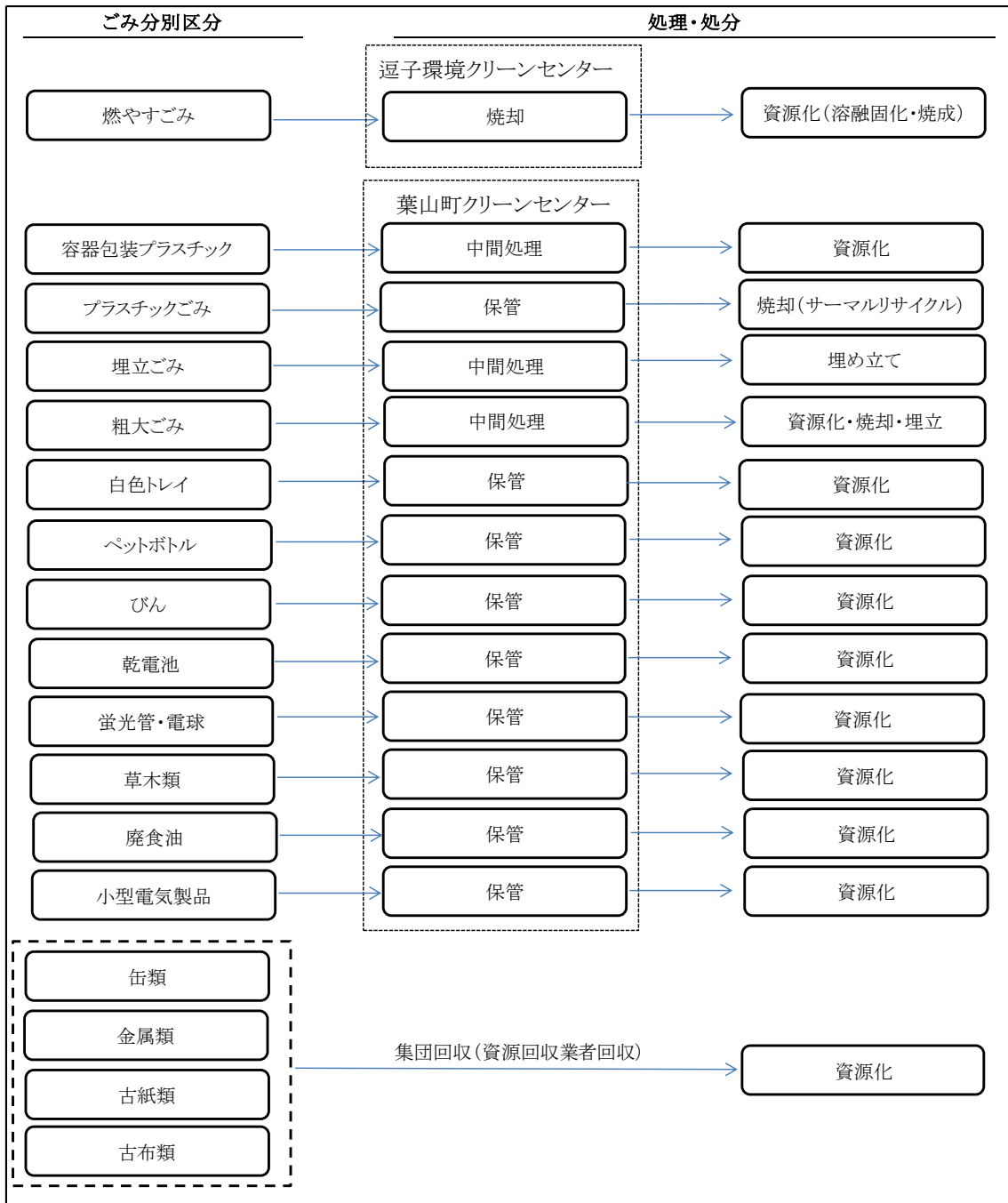


図 3.4 葉山町のごみ処理の流れ

2 資源物とごみの総排出量の推移

過去6年間の資源物とごみの総排出量の推移は、表3.7～表3.11、図3.5～図3.9に示すとおりです。なお、各市町の資源物とごみの総排出量の内訳は表3.12～表3.15に示すとおりです。

(1) 鎌倉市

鎌倉市の過去6年間の資源物とごみの総排出量の推移は、表3.7、図3.5及び次に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ

鎌倉市の資源物とごみの総排出量全体は、過去6年間で減少傾向にあります。

家庭系資源物とごみは、平成27年(2015年)4月に燃やすごみと燃えないごみの有料化を実施したことにより、排出量が大幅に減少しており、平成29年度(2017年度)はごみの有料化実施前の平成26年度(2014年度)に比べ約6,700t(13.5%)の減少となっています。

イ 事業系資源物とごみ

事業系資源物とごみは、平成25年(2013年)1月からごみ投入検査機を導入するとともに、平成28年(2016年)7月から廃棄物発生抑制等啓発指導員を配置して、排出事業者及び搬入事業者に対して指導を行うことにより大幅に減少しており、平成29年度(2017年度)は平成24年度(2012年度)に比べ約1,900t(10.2%)の減少となっています。

表3.7 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ	48,797	48,779	49,647	46,471	47,831	42,943
事業系資源物と ごみ	18,706	17,225	17,275	17,198	17,577	16,803
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746

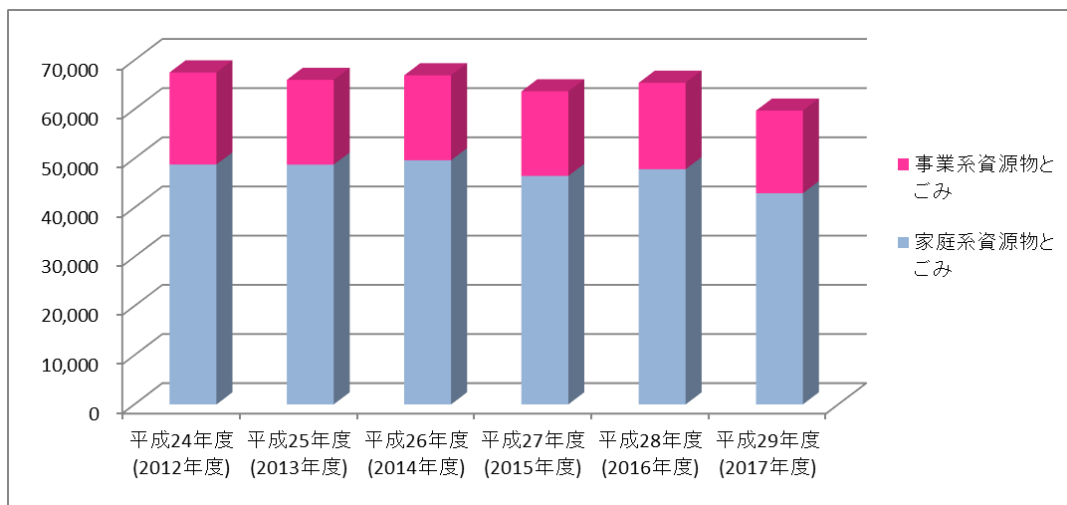


図 3.5 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の推移

(2) 逗子市

逗子市の過去6年間の資源物とごみの総排出量の推移は、表 3.8、図 3.6 に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

逗子市では、平成 24 年度(2012 年度)に事業系ごみの制度改正によって、これまで収集をおこなっていた事業系のごみの収集を原則廃止し、平成 27 年(2015 年)10 月には家庭ごみ処理(燃やすごみ、不燃ごみ)の有料化と分別区分の細分化を行いました。

このようなことから、家庭系資源物とごみ(収集)は平成 27 年度(2015 年度)まで大きな変動はありませんでしたが、平成 28 年度(2016 年度)は前年度に比べ約 1,800 t (14.3%) の減少となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成 26 年度(2014 年度)まではわずかながら減少傾向にありましたが、その後家庭ごみ処理の有料化に伴って資源物分別の徹底が進み増加傾向に転じました。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、平成 24 年度(2012 年度)以降増加傾向にありましたが、平成 29 年度(2017 年度)は平成 28 年度(2016 年度)に比べ約 120 t (2.6%) の減少となっています。これは平成 28 年(2016 年)10 月に持込ごみの手数料を 150 円/10kg から 250 円/10kg に変更した影響と考えられます。

表 3.8 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652
家庭系資源物 (集団回収)	2,504	2,443	2,426	3,079	3,390	3,392
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,985	4,185	4,434	4,697	4,694	4,574
合計	20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618

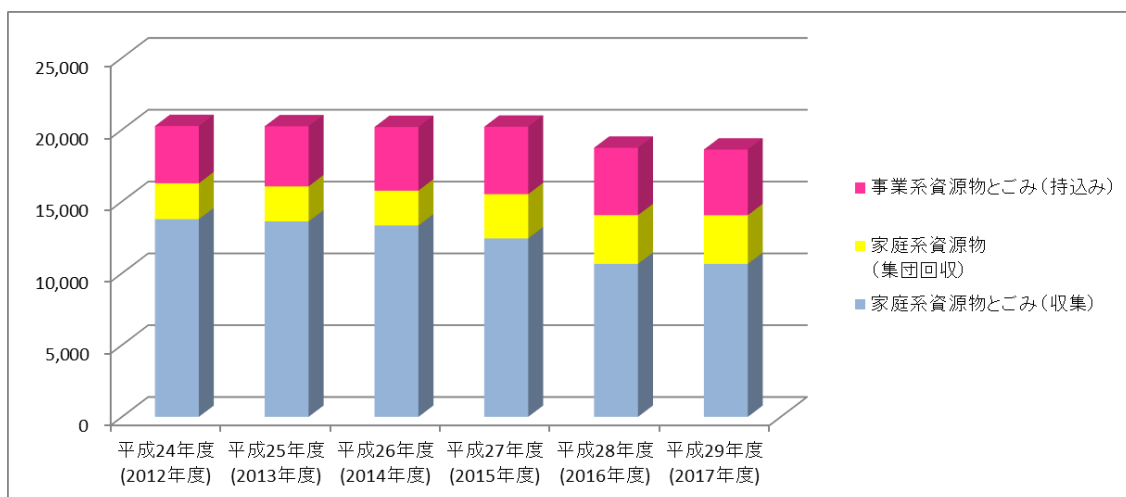


図 3.6 逗子市の資源物とごみの総排出量の推移

(3) 葉山町

葉山町の過去6年間の資源物とごみの総排出量の推移は、表 3.9、図 3.7 に示すとおりです。

ア 家庭系資源物とごみ(収集)

葉山町では、平成 26 年(2014 年)6 月から全町区域で燃やすごみ、容器包装プラスチック、プラスチックごみの戸別収集と資源ごみの資源ステーション回収を実施しました。

このようなことから、家庭系資源物とごみ(収集)は平成 25 年度(2013 年度)まで大きな変動はありませんでしたが、平成 26 年度(2014 年度)は前年度に比べ約 2,700 t (26.8%) の減少となっています。

イ 家庭系資源物(集団回収)

家庭系資源物(集団回収)は、平成25年度(2013年度)まではわずかな増加傾向にありましたが、平成26年(2014年)6月からの紙類、金属類、布類の町による収集から集団回収移行によって、平成26年度(2014年度)は前年度に比べ約3倍の増加となりました。

ウ 事業系資源物とごみ(持込み)

事業系資源物とごみ(持込み)は、大きな変動はありません。

表 3.9 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	9,978	10,119	7,408	7,120	7,008	7,071
家庭系資源物 (集団回収)	394	552	1,705	1,879	1,818	1,800
事業系資源物と ごみ(持込み)	2,756	2,329	2,604	2,586	2,586	2,587
合計	13,128	13,000	11,717	11,585	11,412	11,458

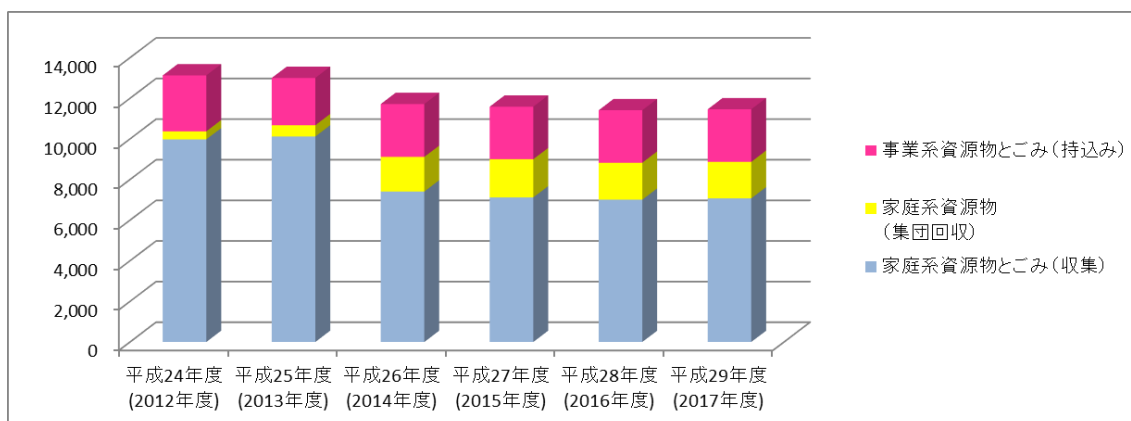


図 3.7 葉山町の資源物とごみの総排出量の推移

(4) 2市1町

2市1町の過去6年間のごみ排出量の推移は、表3.10、図3.8に示すとおりです。

各市町とも収集ごみ量は減少傾向にありますが、集団回収は増加傾向にあります。

また、資源物とごみの総排出量に占める各市町の割合は、表3.11、図3.9に示すとおりで、おおよそ鎌倉市7割、逗子市2割、葉山町1割となっています。

表3.10 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	72,541	72,509	70,383	66,023	65,496	60,666
家庭系資源物 (集団回収)	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,192
事業系資源物と ごみ(持込み)	25,447	23,739	24,313	24,481	24,857	23,964
合計	100,886	99,243	98,827	95,462	95,561	89,822

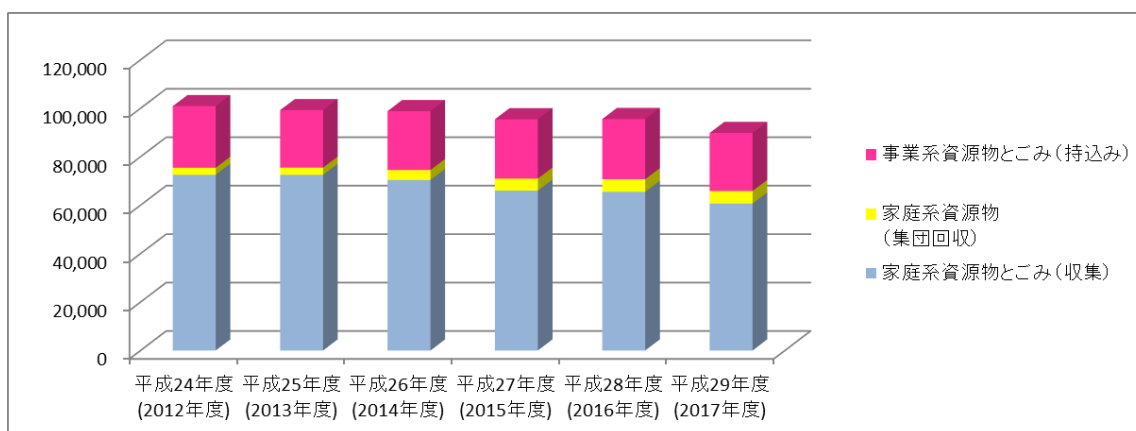


図3.8 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 3.11 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

年度	(t/年)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市 (割合%)	67,503 (66.9)	66,004 (66.5)	66,922 (67.8)	63,669 (66.7)	65,408 (68.4)	59,746 (66.5)
逗子市 (割合%)	20,255 (20.1)	20,239 (20.4)	20,188 (20.4)	20,208 (21.2)	18,741 (19.6)	18,618 (20.7)
葉山町 (割合%)	13,128 (13.)	13,000 (13.1)	11,717 (11.9)	11,585 (12.10)	11,412 (11.90)	11,458 (12.8)
合計 (割合%)	100,886 (100.0)	99,243 (100.0)	98,827 (100.10)	95,462 (100.0)	95,561 (99.90)	89,822 (100.0)

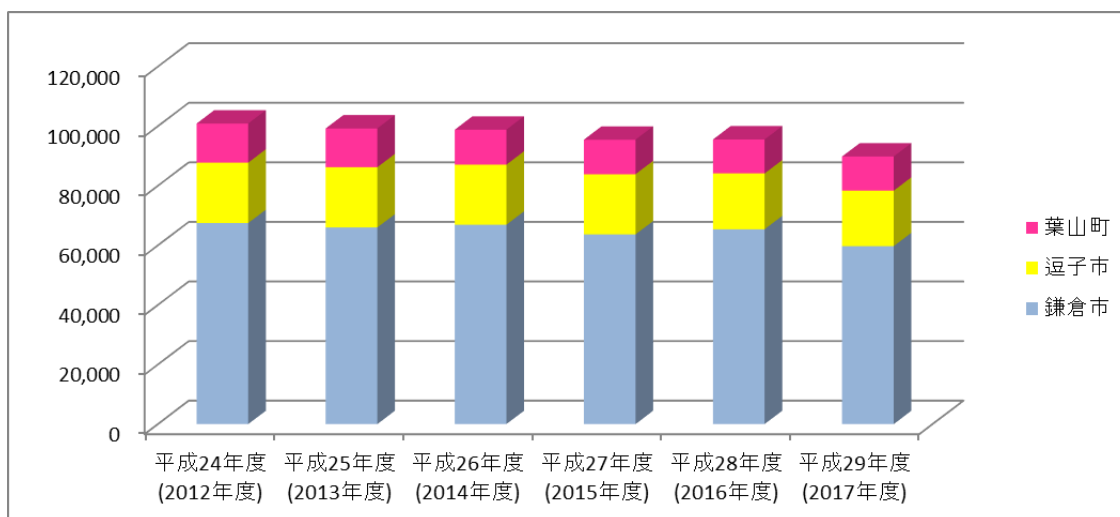


図 3.9 2市1町の資源物とごみの総排出量の推移

表 3.12 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の内訳

(t/年)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	
計画収集人口 (人)	174,162	173,523	173,530	173,019	172,337	172,284	
収 集	燃やすごみ	24,164	23,919	24,191	20,092	19,866	19,570
	製品プラスチック等	0	0	13	83	91	247
	植木剪定枝材	5,162	5,004	5,083	5,241	5,344	5,288
	不燃ごみ	1,371	1,411	1,712	925	1,013	1,016
	蛍光管・乾電池	57	54	57	50	49	49
	粗大ごみ	554	575	559	531	635	586
	ペットボトル	511	514	503	505	504	511
	容器包装プラスチック	2,163	2,178	2,188	2,501	2,501	2,472
	飲料用びん	1,655	1,671	1,668	1,632	1,605	1,570
	飲料用かん	440	430	411	391	380	374
	使用済み食用油	38	38	39	44	45	47
	紙類	10,166	10,034	9,836	9,588	9,219	8,935
	布類	990	979	1,056	1,020	1,001	1,042
	小計	47,271	46,807	47,316	42,603	42,253	41,707
直 接 搬 入	燃やすごみ(家庭系)	476	918	1,459	3,167	4,868	960
	燃やすごみ(事業系)	13,001	11,513	11,461	11,450	11,331	10,098
	植木剪定枝(材)(事業系)	5,705	5,712	5,814	5,748	6,246	6,265
	不燃ごみ	99	107	102	97	82	68
	資源ごみ他	951	947	770	604	628	648
小計	20,232	19,197	19,606	21,066	23,155	18,039	
合計	67,503	66,004	66,922	63,669	65,408	59,746	

表 3.13 逗子市の資源物とごみの総排出量の内訳

		(t/年)					
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
計画収集人口 (人)		60,983	60,859	60,729	60,425	60,556	60,439
収集	燃やすごみ	10,424	10,253	10,017	8,992	7,048	6,995
	植木剪定枝				471	1,447	1,444
	不燃ごみ	528	530	531	517	193	201
	小型家電				53	94	104
	危険有害ごみ (注)				14	32	31
	粗大ごみ	321	348	332	312	163	170
	ペットボトル	206	202	194	189	186	188
	容器包装プラスチック	762	765	755	845	882	903
	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0
	あきびん				11	533	537
	乾電池	9	6	10	1	2	2
	廃食用油	1	2	2	3	3	3
	ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6
	紙類	641	631	640	329	66	66
	布類	61	57	58	33	0	0
	スチール缶				1	2	2
小計		13,766	13,611	13,328	12,432	10,657	10,652
直接搬入	燃やすごみ	3,644	3,843	4,098	3,179	3,289	3,306
	植木剪定枝				1,133	1,011	920
	不燃ごみ	16	19	9	9	13	11
	小型家電					3	2
	粗大ごみ	324	322	326	375	378	335
	あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0
	小計		3,985	4,185	4,434	4,697	4,694
集団回収	新聞	498	482	427	450	457	417
	雑誌	821	786	785	892	901	897
	段ボール	573	575	592	725	797	855
	紙パック	15	15	15	16	16	15
	ミックスペーパー	430	424	442	663	763	743
	布類	167	161	165	237	257	258
	スチール缶				45	68	64
	アルミ缶				35	91	97
	家庭金物				16	40	46
	小計		2,504	2,443	2,426	3,079	3,390
合計		20,255	20,239	20,188	20,208	18,741	18,618

表 3.14 葉山町の資源物とごみの総排出量の内訳

(t/年)

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	
計画収集人口(人)	32,813	32,545	32,478	32,408	32,109	31,964	
収集	燃やすごみ	5,230	5,218	4,201	3,977	3,922	4,015
	プラスチックごみ	631	615	253	223	169	201
	植木剪定枝	1,046	1,020	932	1,052	1,171	1,156
	不燃ごみ	760	672	377	248	105	132
	粗大ごみ	82	88	100	83	75	83
	ペットボトル	85	86	89	90	92	92
	容器包装プラスチック	355	441	555	568	577	590
	ガラスびん	57	76	202	352	315	321
	乾電池	3	5	6	14	11	10
	廃食油		1	7	9	10	10
	紙類	626	905	187			
	白色トレイ	1	1	4	4	4	3
	ミックスペーパー	432	432	104	16	15	14
	紙パック	1	5	1	1	1	1
	小計	9,309	9,565	7,018	6,637	6,467	6,628
直接搬入	燃やすごみ(事業系)	1,655	1,388	1,708	1,849	1,846	1,844
	プラスチックごみ	194	100	93	86	52	47
	植木剪定枝(事業系)	1,101	941	896	737	740	743
	不燃ごみ	118	109	61	64	87	42
	粗大ごみ	204	183	196	195	317	271
	古布	23	25	28	37	22	22
	古紙	130	137	12	101	63	61
	小計	3,425	2,883	2,994	3,069	3,127	3,030
集団回収	新聞				226	209	183
	雑誌	346	387	1,006	463	449	429
	段ボール				399	406	421
	紙パック	1	2	21	23	22	21
	ミックスペーパー		88	335	401	383	391
	古布・衣類	39	55	159	171	166	166
	スチール缶	3	7	49	57	57	57
	アルミ缶	2	7	53	63	65	66
	その他金属類	3	6	82	59	44	46
	金属製調理器具				17	17	20
	小計	394	552	1,705	1,879	1,818	1,800
合計	13,128	13,000	11,717	11,585	11,412	11,458	

表 3.15 2市1町の資源物とごみの総排出量の内訳

(t/年)

		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
計画収集人口(人)		267,958	266,927	266,737	265,852	265,002	264,687
収集	燃やすごみ	39,818	39,390	38,409	33,061	30,836	30,580
	(製品)プラスチックごみ	631	615	266	306	260	448
	植木剪定枝(材)	6,208	6,024	6,015	6,764	7,962	7,888
	不燃ごみ	2,659	2,613	2,620	1,690	1,311	1,349
	小型家電	0	0	0	53	94	104
	危険有害ごみ(注)	57	54	57	64	81	80
	粗大ごみ	957	1,011	991	926	873	839
	ペットボトル	802	802	786	784	782	791
	容器包装プラスチック	3,280	3,384	3,498	3,914	3,960	3,965
	あきかん・あきびん	808	813	785	654	0	0
	あき(飲料用)びん	1,712	1,747	1,870	1,995	2,453	2,428
	あき(飲料用)かん	440	430	411	391	380	374
	乾電池	12	11	16	15	13	12
	廃(使用済み)食用油	39	41	48	56	58	60
	ビデオテープ・CD	5	4	4	7	6	6
	紙類	11,433	11,570	10,663	9,917	9,281	9,001
	布類	1,051	1,036	1,114	1,053	1,005	1,042
	白色トレイ	1	1	4	4	4	3
	スチール缶	0	0	0	1	2	2
	ミックスペーパー	432	432	104	16	15	14
紙パック	1	5	1	1	1	1	
小計	70,346	69,983	67,662	61,672	59,377	58,987	
直接搬入	燃やすごみ(家庭系)	476	918	1,459	3,167	4,868	960
	燃やすごみ(事業系)	18,300	16,744	17,267	16,478	16,466	15,248
	プラスチックごみ	194	100	93	86	52	47
	植木剪定枝(材)(事業系)	6,806	6,653	6,710	7,618	7,997	7,928
	不燃ごみ	233	235	172	170	182	109
	小型家電	0	0	0	0	3	14
	粗大ごみ	528	505	522	570	695	606
	あきかん・あきびん	1	1	1	1	0	0
	資源ごみ他	1,104	1,109	810	742	713	731
小計	27,642	26,265	27,034	28,832	30,976	25,643	
集団回収	新聞	844	869	1,433	676	666	600
	雑誌	821	786	785	1,355	1,350	1,326
	段ボール	573	575	592	1,124	1,203	1,276
	紙パック	16	17	36	39	38	36
	ミックスペーパー	430	512	777	1,064	1,146	1,134
	布類	206	216	324	408	423	424
	スチール缶	3	7	49	102	125	121
	アルミ缶	2	7	53	98	156	163
	その他金属類	3	6	82	59	44	46
	家庭金物	0	0	0	33	57	66
	小計	2,898	2,995	4,131	4,958	5,208	5,192
合計	100,886	99,243	98,827	95,462	95,561	89,822	

(注) 収集危険・有害ごみは鎌倉市は、蛍光管・乾電池が対象である。

3 発生原単位

平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの過去6年間の一人1日当たりの排出量(以下「発生原単位」という。)の推移は、表3.16、図3.10に示すとおりです。

平成29年度(2017年度)の発生原単位は、鎌倉市が950g/人日、逗子市が844g/人日、葉山町が982g/人日となっています。鎌倉市及び葉山町は県年度平均859g/人日より高い値となっています。

表3.16 発生原単位の推移

		(g/人・日)					
		平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	家庭系	742	739	747	675	670	683
	事業系	317	303	310	334	367	267
	計	1,059	1,042	1,057	1,009	1,037	950
逗子市	家庭系	731	723	711	701	635	637
	事業系	179	188	200	213	213	207
	計	910	911	911	914	848	844
葉山町	家庭系	817	823	744	726	705	720
	事業系	241	221	241	241	266	259
	計	1,058	1,044	985	966	971	982
神奈川県(平均)		923	907	894	884	872	859

* 神奈川県「一般廃棄物処理事業の概要」より

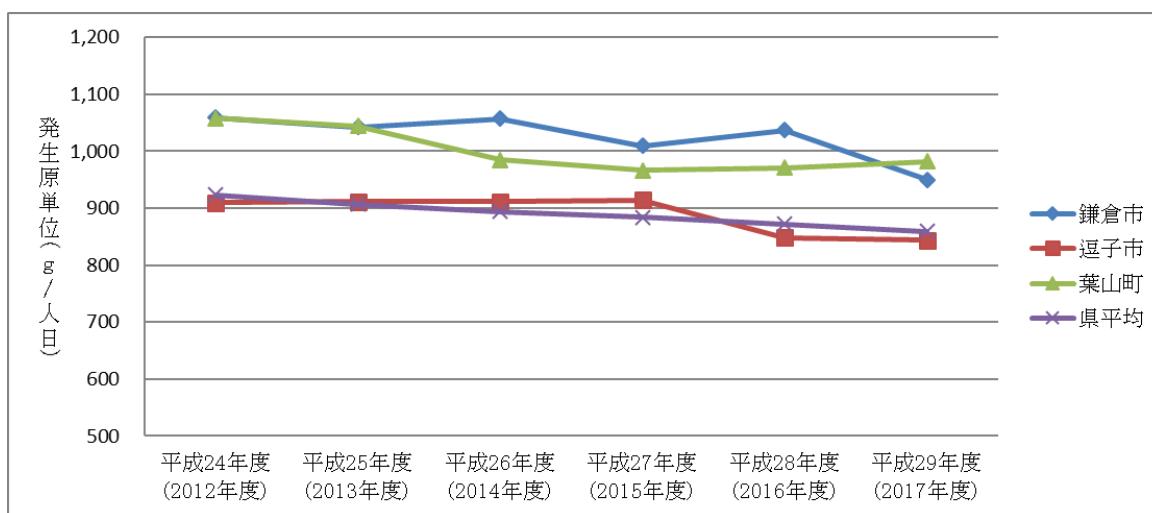


図3.10 発生原単位の推移

4 資源化の状況

(1) 資源化率

平成24年度(2012年度)から平成29年度(2017年度)までの過去6年間の資源化率の推移は、表3.17、図3.11に示すとおりです。

平成29年度(2017年度)の資源化率は、鎌倉市が52.0%、逗子市が47.4%、葉山町が44.3%となっています。県内では、上位1位から3位までを占め、県平均24.4%より高い資源化率となっています。

表 3.17 資源化率の推移

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	48.1	48.8	48.5	48.7	47.9	52.0
逗子市	28.0	28.2	39.1	43.0	47.6	47.4
葉山町	36.1	36.1	42.2	43.8	43.9	44.3
県平均	24.8	25.3	25.7	25.2	24.8	24.4

* 神奈川県「一般廃棄物処理事業の概要」より

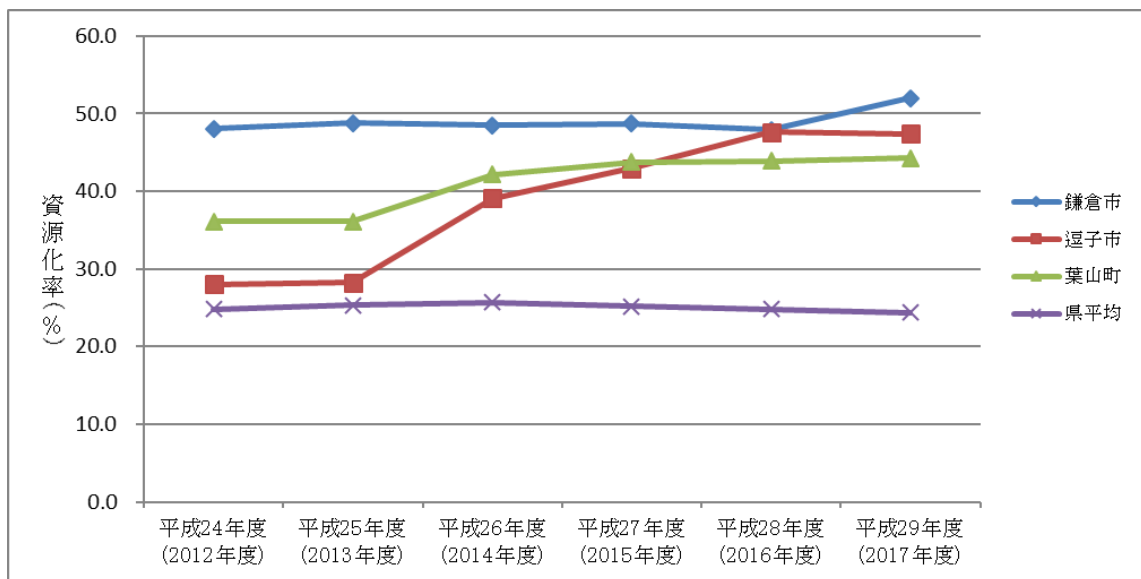


図 3.11 資源化率の推移

5 ごみ組成

2市1町の収集ごみの組成（湿物）は、表3.18及び図3.12～3.14に示すとおりです。

表3.18 2市1町のごみ組成（湿物）

	（％）		
	鎌倉市	逗子市	葉山町
紙類	25.7	33.3	29.4
布類	4.6	4.7	1.8
合成樹脂類	10.6	15.1	0.8
木・竹・わら類	3.6	2.4	3.0
厨芥類（生ごみ）	48.8	43.3	54.3
不燃物類	1.0	0.8	2.3
その他	5.7	0.4	8.4

※ 鎌倉市及び逗子市は平成29年度（2017年度）、葉山町は平成28年度（2016年度）の調査結果による

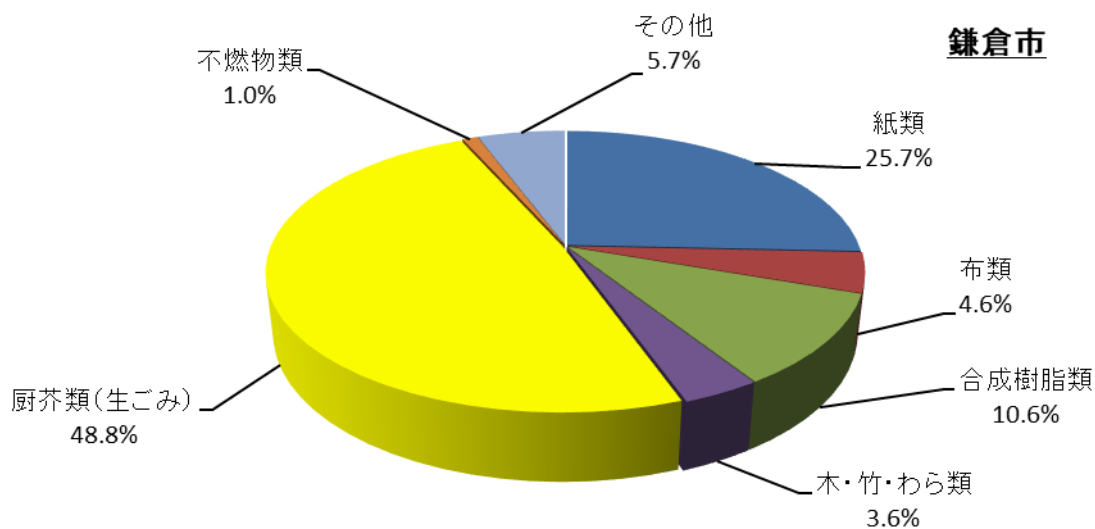


図3.12 鎌倉市の収集ごみ組成

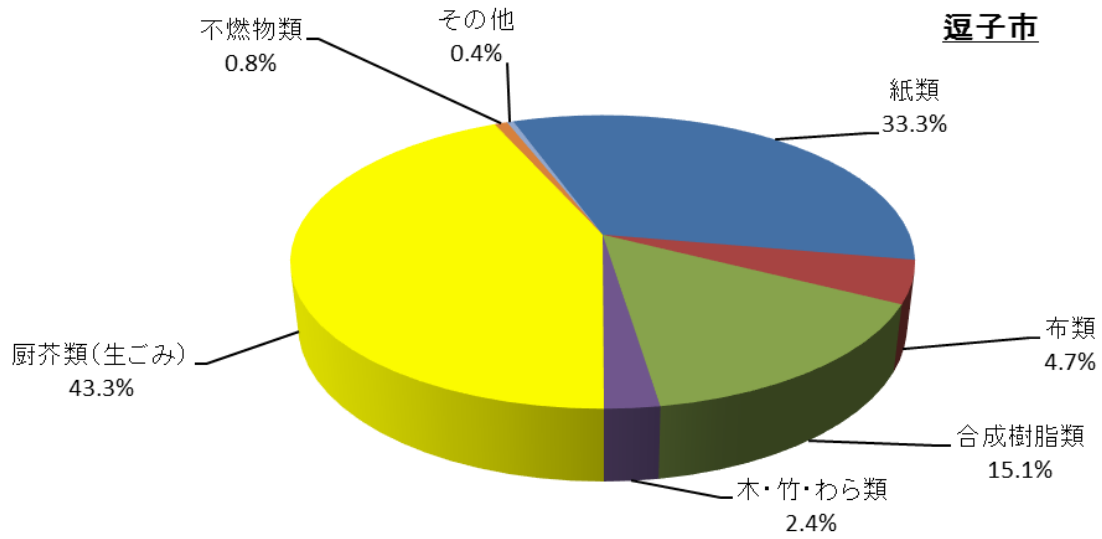


図 3.13 逗子市の収集ごみ組成

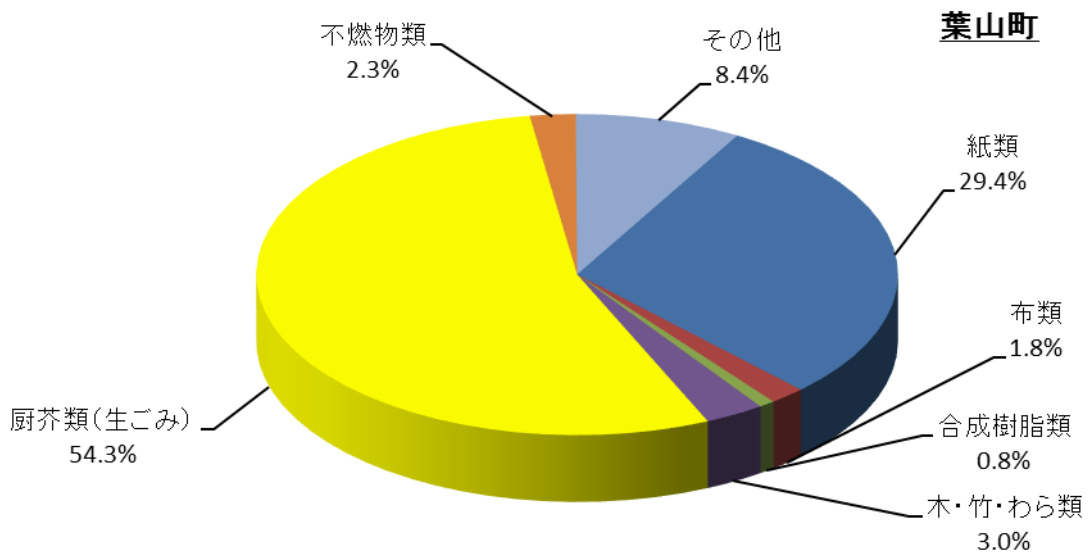


図 3.14 葉山町の収集ごみ組成

6 ごみ処理経費

2市1町の人口1人当たりの処理経費及びごみ1t当たりの処理経費は、表 3.19、表 3.20、図 3.15 及び図 3.16 に示すとおりです。それぞれ県平均よりも高い値となっています。

表 3.19 人口1人当たりの処理経費

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	19,528	19,569	20,538	19,499	19,339	18,573
逗子市	16,107	15,285	16,878	16,556	15,102	15,508
葉山町	24,030	23,618	22,675	22,419	22,408	21,139
県平均	11,374	11,615	11,524	11,337	11,149	10,576

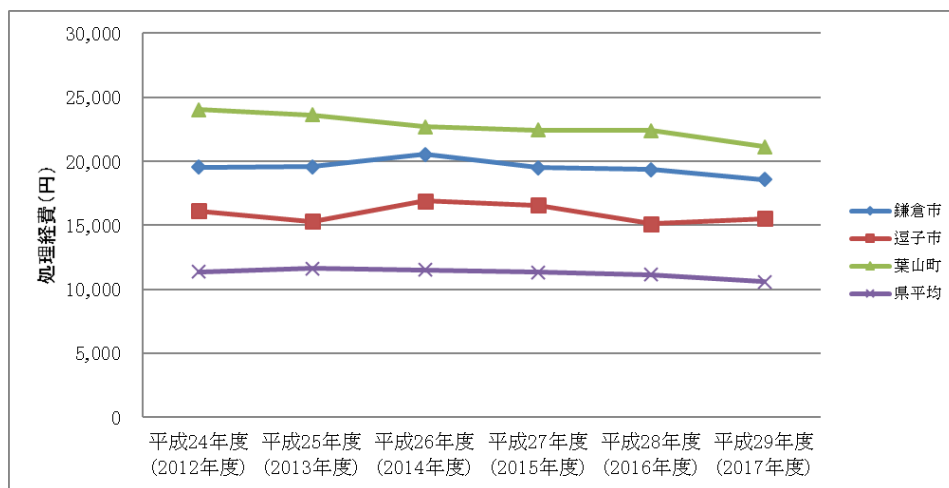


図 3.15 人口1人当たりの処理経費

表 3.20 ごみ1t当たり処理経費

	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	50,384	51,446	53,256	52,989	50,953	53,557
逗子市	55,337	52,272	57,706	58,404	59,573	61,559
葉山町	62,848	64,023	73,557	74,134	74,974	69,962
県平均	37,768	39,290	39,249	38,847	38,667	37,167

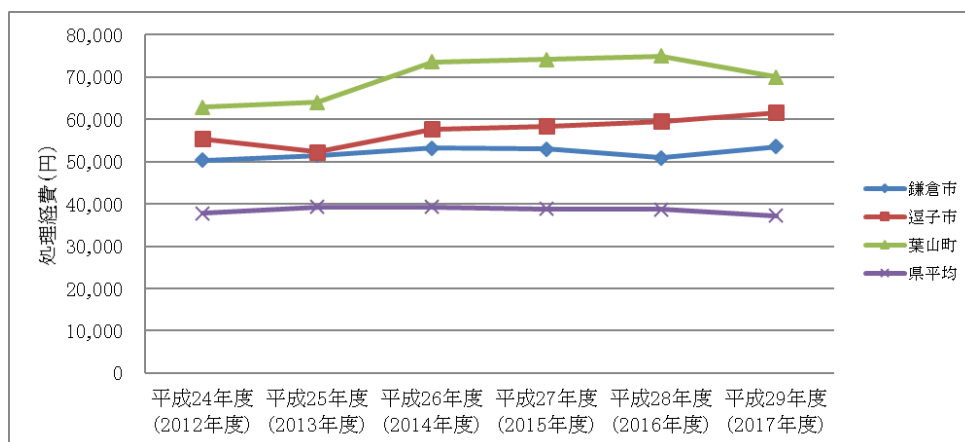


図 3.16 ごみ1t当たり処理経費

7 生ごみ処理容器等の助成状況

生ごみ処理容器等の助成台数の推移は、表 3.21 に示すとおりです。

鎌倉市は、平成 27 年度(2015 年度)から有料化の実施により、平成 25 年度(2013 年度)から平成 27 年度(2015 年度)にかけて、急激に増加しました。

逗子市も、平成 27 年度(2015 年度)から同様に有料化の実施により、平成 27 年度(2015 年度)は急激に増加しました。

表 3.21 生ごみ処理容器等助成台数の推移

	(台)					
	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)
鎌倉市	904	1,181	1,216	961	446	341
逗子市	119	295	336	518	124	180
葉山町	364.5	297.0	321.5	181.0	109.5	330.5
合計	1,387.5	1,773.0	1,873.5	1,660.0	679.5	851.5

*葉山町は、埋込式コンポスター、EMバケツは2個1組で1台として集計

第4章 人口及び資源物とごみの総排出量の推計

2市1町における将来の人口及び資源物とごみの総排出量については、各市町での一般廃棄物処理基本計画等をもとに推計すると、以下に示すとおりとなります。

1 人口推計

○鎌倉市

鎌倉市の人口は、平成24年度(2012年度)で174,162人で、平成29年度(2017年度)では172,284人となっており、6年間で約1,878人(△1.1%)減少してきています。

令和11年度(2029年度)の人口は、166,294人と推計しています。

○逗子市

逗子市の人口は、平成24年度(2012年度)で60,983人で、平成29年度(2017年度)では60,439人となっており、6年間で544人(△0.9%)減少してきています。

令和11年度(2029年度)の人口は、55,726人と推計しています。

○葉山町

葉山町の人口は、平成24年度(2012年度)で32,813人で、平成29年度(2017年度)では31,964人となっており、6年間で849人(△2.6%)減少してきています。

令和11年度(2029年度)の人口は、31,283人と推計しています。

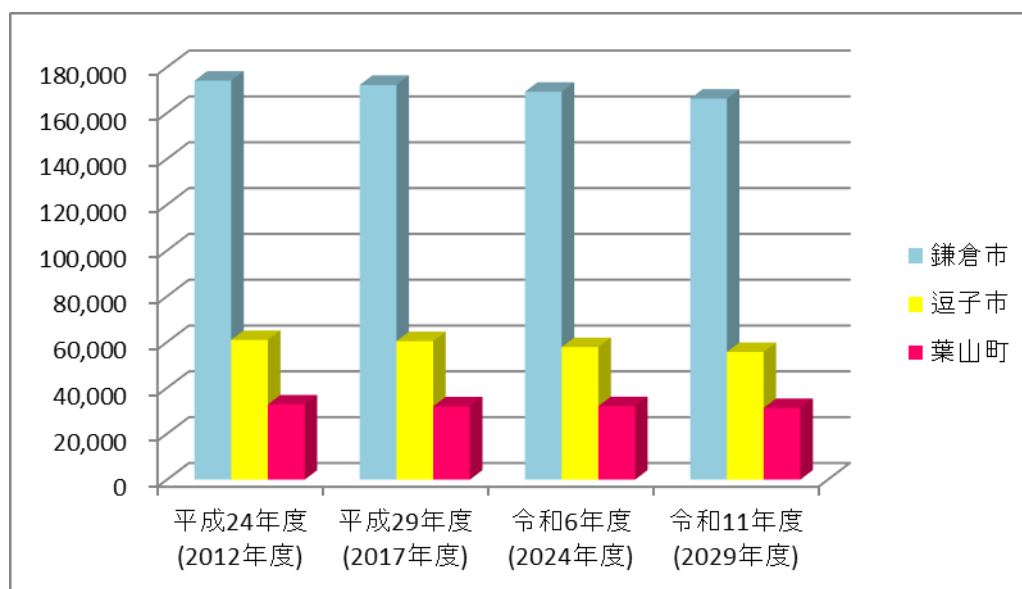


図 4.1 人口の推移

2 資源物とごみの総排出量の推計

(1) 鎌倉市

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績が 42,943 t で、令和 11 年度（2029 年度）で 41,159 t と推計し、1,784 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績が 16,803 t で、令和 11 年度（2029 年度）で 16,504 t と推計し、299 t の減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 59,746 t、令和 11 年度（2029 年度）で 57,663 t と推計し、2,083 t の減少と推計しています。

表 4.1 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t / 年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ	48,797	42,943	41,913	41,159
事業系資源物と ごみ	18,706	16,803	16,806	16,504
合計	67,503	59,746	58,719	57,663

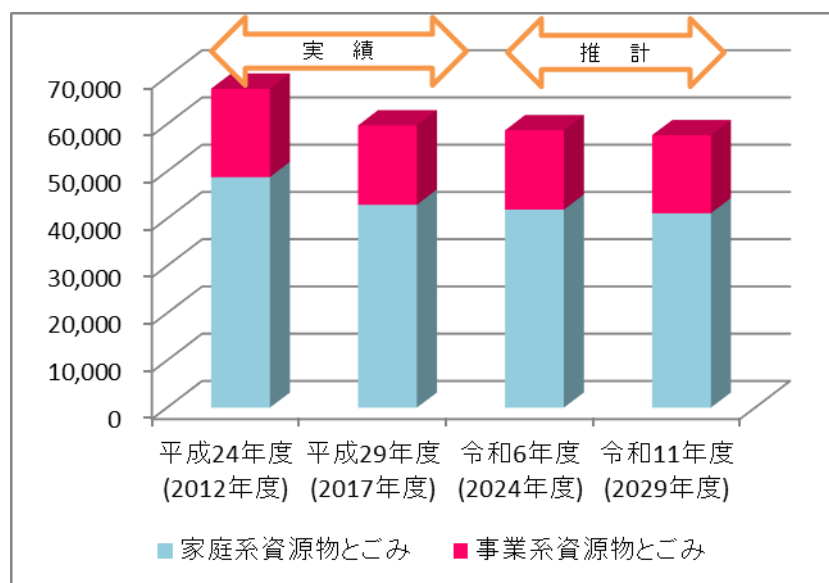


図 4.2 鎌倉市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(2) 逗子市

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 10,652 t、令和 11 年度（2029 年度）で 9,819 t と推計し、833 t の減少と推計しています。

○家庭系資源物(集団回収)の量

家庭系資源物(集団回収)の量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 3,392 t、令和 11 年度（2029 年度）で 3,129 t と推計し、263 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績が 4,574 t で、大きな変動はないと推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 18,618 t、令和 11 年度（2029 年度）で 17,522 t と推計し、1,096 t の減少と推計しています。

表 4.2 逗子市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t /年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	13,766	10,652	10,187	9,819
家庭系資源物 (集団回収)	2,504	3,392	3,248	3,129
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,985	4,574	4,574	4,574
合計	20,255	18,618	18,009	17,522

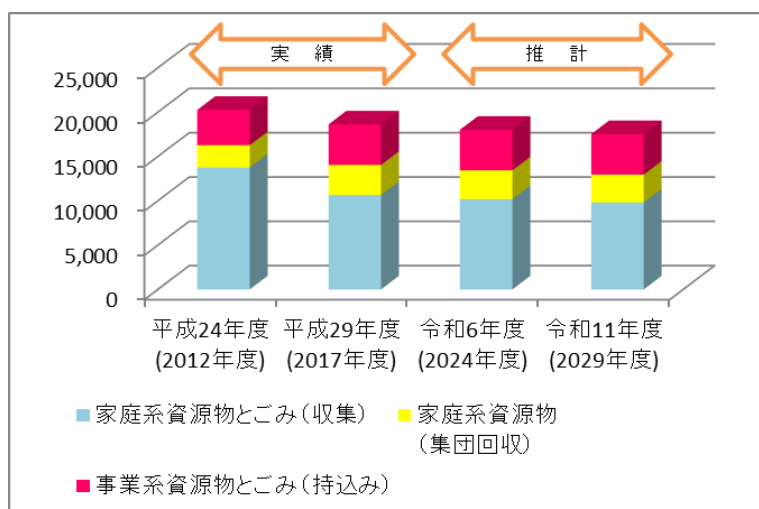


図 4.3 逗子市の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(3) 葉山町

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 7,071 t、令和 11 年度（2029 年度）で 6,245 t と推計し、826 t の減少と推計しています。

○家庭系資源物(集団回収)の量

家庭系資源物(集団回収)の量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 1,800 t、令和 11 年度（2029 年度）で 1,761 t と推計し、39 t の減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 2,587 t、令和 11 年度（2029 年度）で 2,533 t と推計し、54 t の減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成 29 年度（2017 年度）実績で 11,458 t、令和 11 年度（2029 年度）で 10,539 t と推計し、919 t の減少と推計しています。

表 4.3 葉山町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t/年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	9,309	7,071	6,298	6,245
家庭系資源物 (集団回収)	394	1,800	1,776	1,761
事業系資源物と ごみ(持込み)	3,425	2,587	2,554	2,533
合計	13,128	11,458	10,628	10,539

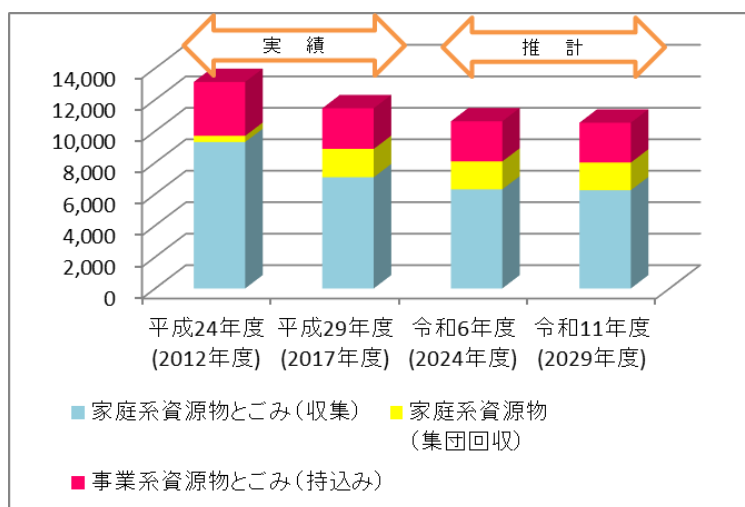


図 4.4 葉山町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(3) 2市1町

○家庭系資源物とごみの量

家庭系資源物とごみの量は、平成29年度(2017年度)実績で60,666t、令和11年度(2029年度)で57,223tと推計し、3,443tの減少と推計しています。

○事業系資源物とごみの量

事業系資源物とごみの量は、平成29年度(2017年度)実績で23,964t、令和11年度(2029年度)で23,611tと推計し、353tの減少と推計しています。

○資源物とごみの総排出量

資源物とごみの総排出量は、平成29年度(2017年度)実績で89,822t、令和11年度(2029年度)で85,724tと推計し、4,098tの減少と推計しています。

表 4.4 2市1町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

(t/年)

年度	平成24年度 (2012年度)	平成29年度 (2017年度)	令和6年度 (2024年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系資源物と ごみ(収集)	71,872	60,666	58,398	57,223
家庭系資源物 (集団回収)	2,898	5,192	5,024	4,890
事業系資源物と ごみ(持込み)	26,116	23,964	23,934	23,611
合計	100,886	89,822	87,356	85,724

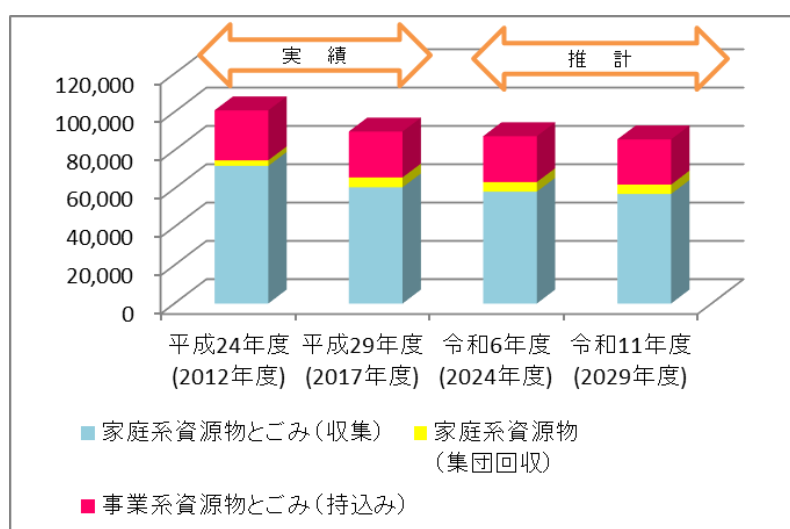


図 4.5 2市1町の資源物とごみの総排出量の実績及び推計量

第5章 広域化の基本方針

1 課題と連携の方向性

2章から4章までの現状等から見える2市1町の課題と、平成27年（2015年）に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）（※）を踏まえ、2市1町で取り組むべきごみ処理の課題と連携の方向性を次のように整理します。

（1）ごみの減量・資源化

ア 家庭系ごみの減量・資源化

現在、焼却している燃やすごみの中には、分別収集することにより資源化が可能となるごみがあることから、更なる分別の徹底を行うとともに、新たに生ごみを分別収集し、資源化を進めます。

また、全国的に事例はまだ少ないものの、使用済み紙おむつの資源化について、今後の高齢化の進展に鑑み、実現に向けた検討を進める必要があります。

イ 事業系ごみの減量・資源化

県内の他自治体に比べ事業系ごみの発生量割合が家庭系ごみの発生量割合に比して多く※、事業系ごみの減量は喫緊の課題であり、事業系ごみの多くを占める生ごみの削減と紙類やプラスチック等の資源物や産業廃棄物の分別の徹底を中心とした対策を2市1町で取り組む必要があります。

※平成28年度一般廃棄物処理事業の概要 表Ⅲ-5 ごみ処理内訳総括表 収集の内訳から計画収集量率と直接搬入量率から推察

さらに、民間事業者による資源化の技術向上に伴う民間委託の活用を検討を進めます。

2市1町では、これまでもさまざまな施策を行い、ごみの減量を進めてきましたが、本実施計画の基本理念である「ゼロ・ウェイスト」の実現を目指すため、2市1町が連携してさらにごみの減量・資源化を進め、環境負荷を軽減する必要があります。

（2）ごみ処理施設のあり方

効率的なごみ処理体制の実現を目指し、既存施設における共同処理の可能性を協議・検討するとともに、将来の施設更新時に安定且つ効率的に区域内のごみ処理を継続するため、人口の減少やゼロ・ウェイストの実現を目指した今後のごみの減量・資源化によるごみ減少量を踏まえ、エネルギー効率や環境面などを勘案したごみ処理施設のあり方を検討する必要があります。

(3) 効果的な資源化

2市1町では、ごみの資源化を積極的に進めており、県内では、資源化率トップ3を占めています。ごみの資源化については、各自治体でそれぞれ工夫しながら実施していますが、各中間処理施設の老朽化など課題を抱えているのが現状です。

また、現状では各自治体で実施している植木剪定枝等の民間委託による資源化を一括して実施することにより、更なる効率化が図れることも予想されます。このことから、老朽化が進んだ中間処理施設の集約化を検討するなど、効果的な資源化手法について、ハード・ソフト両面から検討を進める必要があります。

(4) ごみ処理費の縮減

2市1町のごみ処理費については、人口一人当たりごみ処理費、1トン当たりごみ処理費ともに県内の平均処理費を上回っています。このことから、ごみ処理の効率化と併せ、処理費の縮減についても検討を行い、スケールメリットが得られる処理手法の検討を行う必要があります。

2 基本方針

2市1町は、1の「課題と連携の方向性」に基づき、様々なごみの減量・資源化策を推進することにより、「ゼロ・ウェイスト」の実現、ひいてはSDGsの達成を目指します。

- (1) 2市1町は、覚書の基本理念である「ゼロ・ウェイスト」の実現を目指してごみの減量・資源化を進めていきます。具体的には、覚書の基本方針(4)に掲げた可燃ごみの多くを占める生ごみの減量・資源化のほか、紙おむつの資源化、可燃ごみに含まれている紙類等の分別の徹底等について連携して取り組みます。
- (2) 2市1町は、安定的かつ計画的なごみ処理を連携して行うため、既存施設における共同処理の実施に取り組みます。
- (3) 2市1町は、将来に向けた安定的かつ適正なごみ処理体制の実現を目指し、環境面、財政面を考慮した効率的かつ効果的な推進が図れるよう、広域連携による適正かつ持続可能な廃棄物処理システムの構築を図ります。

※ 持続可能な開発目標（SDGs）とは。

平成 27 年(2015 年)9 月 25 日から 27 日にかけて開催された「国連持続可能な開発サミット」において、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すものとして、採択された世界的な目標。

SDGs では 17 の目標（Goals）が設定されており、環境問題や廃棄物処理に関連する目標が掲げられています。

特に（目標 12）「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」は、「資源効率と省エネの促進、持続可能なインフラの整備、そして、基本的サービスと、環境に優しく働きがいのある人間らしい仕事の提供、すべての人々の生活の質的改善」を目指すものであり、廃棄物処理の課題である循環型社会を形成することは、目標 12 の達成に必要な不可欠なものといえます。

第6章 ごみの減量・資源化施策

1 実施方針

ごみ処理の現状と課題及び広域連携の方向性を踏まえ、ごみの減量・資源化の施策に関する実施方針を次のとおり設定します。

- ◎ 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
- ◎ 事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化の拡充
- ◎ 取り組むべきその他の施策の拡充

2 家庭から排出される燃やすごみの減量・資源化施策

家庭から排出される燃やすごみのうち、占める割合の高い生ごみ及び資源物である紙類等に対して、次の施策を講じていきます。

(1) 生ごみ

ア 資源化の推進

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている生ごみについては、2市1町で資源化に取り組むべき共通の課題であることから、資源化の方法や施設整備等について情報共有や連携を図るとともに、各市町において分別収集し、鎌倉市及び葉山町で施設整備を図り資源化を実施します。

イ 食品ロスの削減

家庭から排出される手つかず食品や食べ残し等、食品ロスの削減を図るため、パンフレットの配布や説明会などの啓発活動を行っていきます。

ウ 家庭用生ごみ処理容器の普及啓発

家庭から排出される生ごみの削減を図るため、生ごみ処理容器の普及啓発を目指し、各市町での個別の活動とは別に、2市1町で連携したキャンペーンなどの取組について検討を行っていきます。

(2) 紙類等

家庭から排出される燃やすごみの中には、まだ資源化可能な紙類やプラスチック等が混入していることから、周知・啓発をさらに進めるとともに分別指導を強化し、分別の徹底を図っていきます。

3 事業者から排出されるごみの減量・資源化施策

(1) 生ごみの削減

事業者から排出される燃やすごみのうち、最も占める割合の高い生ごみに対して、次の施策を講じていきます。

ア 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の活用

事業所から排出される生ごみの削減等を促進するためには、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の施設における生ごみの資源化が重要であることから、事業者に対して生ごみ資源化を促すとともに、さらなる効果的な資源化誘導策を検討します。

具体策としては、平成30年(2018年)8月に新たに横浜市鶴見区に民間事業者の施設が整備され、令和元年度(2019年度)中に登録再生利用事業者の認可を取得する予定であり、受入が可能であることを確認したため、今後、排出事業者に周知し、搬出を誘導することで資源化を図ります。また、先進市の事例から、各市町の一般廃棄物処理計画に食品廃棄物の再生利用を明記することなどの促進を図ります。

また、搬出先となる登録再生利用事業者の施設が三浦半島地域にないことが課題となっていることから、施設の誘致等の対応策も検討します。

イ 食品廃棄物の発生抑制・排出抑制

生ごみの排出が多い飲食店等に対しては、食品廃棄物の発生抑制及び排出抑制を促進するため、2市1町で連携して効果的な周知・啓発等の対応を検討します。

(2) 排出事業者への適正排出の指導等

事業者から排出される燃やすごみの減量・資源化を進めるため、紙類等の資源物とプラスチック等の産業廃棄物の分別徹底が図られるよう、排出事業者への指導や啓発を連携して進めます。

(3) 手数料の見直し

事業系ごみ手数料については、中央環境審議会の食品リサイクル専門委員会からの報告書において「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」としています。これを受け、食品リサイクル法の基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけており、このことがさらなるごみの減量・資源化を促進すると考えられることから、社会情勢等を勘案しながら、事業系ごみ処理手数料の見直しを進めていきます。

4 取組むべきその他の施策

(1) Refuse（不要な物を買わない・断る）の周知・啓発

家庭から排出される燃やすごみの中には、食品ロスとして問題となっている手つかず食品や食べ残し等の食品廃棄物のほかにも、再使用可能なものなどが混入しています。

このようなごみの発生及び排出がされないよう、Reduce（発生抑制）、Reuse（再利用）及びRecycle（再生利用）といった3Rの前段階であるRefuse（不要な物を買わない・断る）についても周知・啓発を行っていきます。

(2) 新たな資源化の検討

家庭から排出される燃やすごみの中に含まれている紙おむつについては、さらなる高齢化が進展することを鑑み、引き続き資源化の検討を進めていきます。

現在、国土交通省が進めている下水道施設での紙おむつの受け入れに関する技術面、制度面の検討状況、令和元年度(2019年度)に予定されている環境省の「使用済み紙おむつのリサイクルを促すガイドライン（手引）」の策定状況、既に民間事業者が資源化を実施している福岡県大木町や実証実験を行っている鹿児島県志布志市の状況、民間事業者における整備状況等を踏まえ、費用対効果を勘案して実施の見通しが立った段階で削減効果を見極め、新たな資源化として位置付けていきます。

また、資源物及びごみの処理に関しては、日々、新たな技術開発が進められていることから、その動向を注視し、新たな技術の利用や民間施設の活用を視野に入れ、ゼロ・ウェイストの実現に寄与する資源化手法の導入を検討します。

表 6.1 紙おむつの潜在量

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
鎌倉市	2,901	2,884	2,866	2,852	2,837
逗子市	681	676	669	664	657
葉山町	452	448	443	439	435
合計	4,034	4,008	3,978	3,955	3,929

※ 「紙おむつ」の資源化の考え方

紙おむつの資源化については、本実施計画には2市1町の紙おむつの潜在量を示すものとします。

(3) ごみ処理経費の縮減

今後ごみ処理をしていくにあたって、人口減少によりごみの発生量そのものが減少することや、廃棄物処理の担い手の不足等が予想されることから、業務の効率化等がより求められるため、2市1町のごみ処理効率化について検討していきます。

ア 処理の一本化

資源物又はごみの処理先（中間処理又は最終処分）を統一することにより、2市1町で一括して処理することでスケールメリットが得られることから、処理にかかる費用が抑えられる見込みがあります。

処理にかかる費用に加え、施設への収集運搬にかかる費用に関しても、より効率的な体制を検討します。

イ 分別品目の統一化等

各市町で単独に実施しているごみ処理体制を、2市1町で実施する体制へと移行することによって、より効率的なごみ処理を行うために、分別品目の統一化や2市1町にわたる収集運搬体制について研究します。

5 可燃ごみ量の将来予測

(1) 人口予測から算出した可燃ごみ量

可燃ごみ量の将来予測について、平成29年度(2017年度)実績から、各市町の人口予測から算出すると、表6.2のとおりとなります。

表 6.2 人口予測から算出した可燃ごみ量の推計

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	30,855	30,491	30,019	29,661	29,292
事業系ごみ	15,386	15,335	15,260	15,218	15,176
合計	46,241	45,826	45,279	44,879	44,468

(2) 可燃ごみの減量・資源化量

前述2から4の施策を実施することにより、可燃ごみの中から減量・資源化を行う量の推計は、表6.3のとおりとなります。

表 6.3 可燃ごみの中から減量・資源化を行う量の推計

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	391	678	7,183	7,134	12,556
事業系ごみ	1,065	1,861	11,283	11,765	11,979
合計	1,456	2,539	18,466	18,899	24,535

(3) 減量・資源化実施後の可燃ごみ量

前述(1)の可燃ごみ量から(2)の減量・資源化量を差し引いた、可燃ごみの量の推計は表6.4のとおりです。

表 6.4 (1)可燃ごみ量から(2)減量・資源化量を差し引いた可燃ごみ量の推計

(単位:t)

	令和2年度 (2020年度)	令和4年度 (2022年度)	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
家庭系ごみ	30,464	29,813	22,836	22,527	16,736
事業系ごみ	14,321	13,474	3,977	3,453	3,197
合計	44,785	43,287	26,813	25,980	19,933

第7章 ごみ処理施設の整備方針

1 ごみ処理施設整備の考え方

2市1町のごみ処理施設の現状等を整理すると次のとおりとなります。

(1) ごみ焼却施設

○ 鎌倉市

既存ごみ焼却施設は、地域住民との協定に基づき令和6年度(2024年度)で焼却を停止することとしています。

焼却停止後は、新たな焼却施設を建設せずに逗子市の焼却施設と自区外処理を活用し処理する予定です。

○ 逗子市

既存ごみ焼却施設は、延命化を図るために平成23年度(2011年度)から平成25年度(2013年度)にかけて大規模改修を実施しました。

○ 葉山町

既存ごみ焼却施設は、平成22年に焼却を止め、ごみ焼却を外部での民間事業者への委託にて行っていました。平成29年(2017年)7月から逗子市の焼却施設で一部のごみの焼却を開始し、平成30年(2018年)4月から事務委託により逗子市の焼却施設で全量のごみの焼却をしています。

(2) その他の施設

○ 不燃ごみ処理施設、粗大ごみ処理施設等は、各市町とも老朽化が著しく、今後施設整備あるいは民間事業者への委託処理などの検討が必要な時期にきています。

○ 家庭系生ごみは、葉山町で施設整備を行い逗子市と葉山町の生ごみを処理し、鎌倉市についても施設整備を行い処理する予定です。

○ 容器包装プラスチックは、葉山町は現在、民間事業者への委託にて処理を行っていますが、逗子市へ平成31年(2019年)4月から事務委託を開始し、令和2年度(2020年度)からは逗子市の処理施設で処理を開始します。それに伴い逗子市では、処理施設を更新します。

以上を考慮し、ハード面(施設整備)での連携を鎌倉市の既存焼却施設が停止する令和6年度(2024年度)までを第Ⅰ期、その後を第Ⅱ期として、計画を進めることとします。

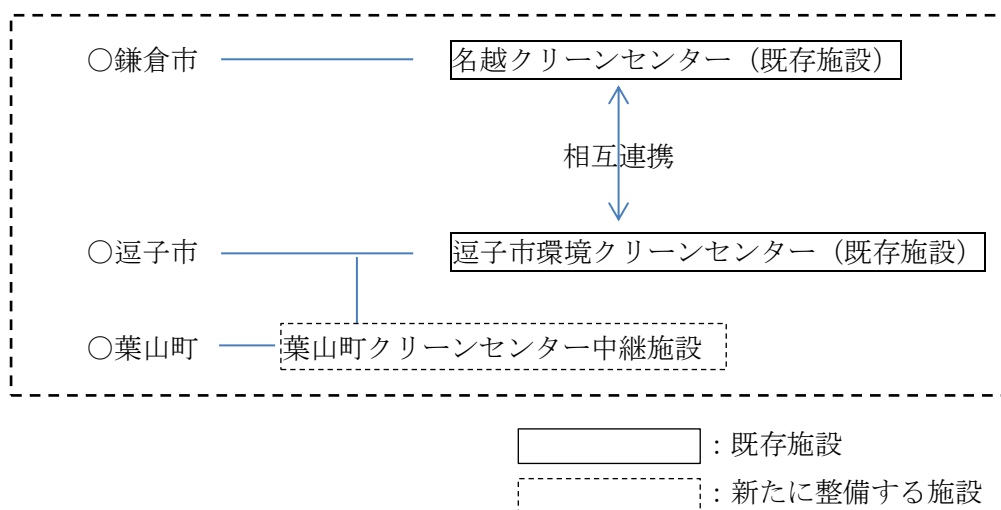
2 第 I 期（令和 2 年度～令和 6 年度）計画の整備方針

令和 6 年度(2024 年度)までの第 I 期計画として、以下の方針で連携を推進していきます。

(1) 焼却施設、中継施設

焼却施設は、鎌倉市と逗子市の既存施設を利用することとし、次に示すグループで連携を図り処理を行います。また、葉山町に中継施設を整備するものとします。

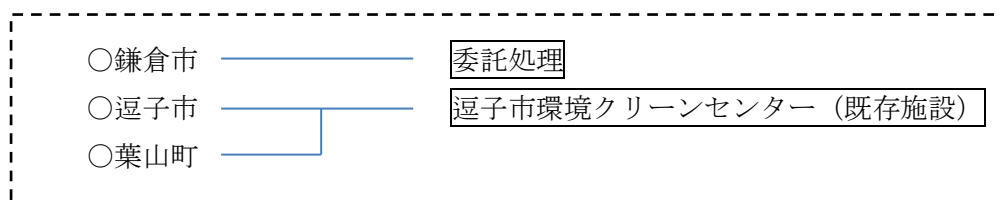
なお、鎌倉市と逗子市での焼却施設では、それぞれの施設での工事等に伴う休炉時及び緊急を要する災害時等においては相互間で連携を図るものとします。



(2) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチックの処理は、逗子市は直営（既存施設）で処理をし、鎌倉市は市内の民間事業者処理を委託し、葉山町は逗子市に処理を委託します。

次に示す連携を図り処理を行っていくものとします。



(3) 生ごみ

生ごみについては、ゼロ・ウェイストの実現を目指して出来るかぎり減量・資源化を図るという基本理念や生ごみの減量・資源化を共通の課題として取り組むという基本方針に基づき、これまでの検討状況を考慮し、次に示す連携を図り施設整備を行い、資源化を行っていくものとします。

なお、鎌倉市の生ごみ資源化施設は、5 トン未満の施設を先行して整備する予定です。

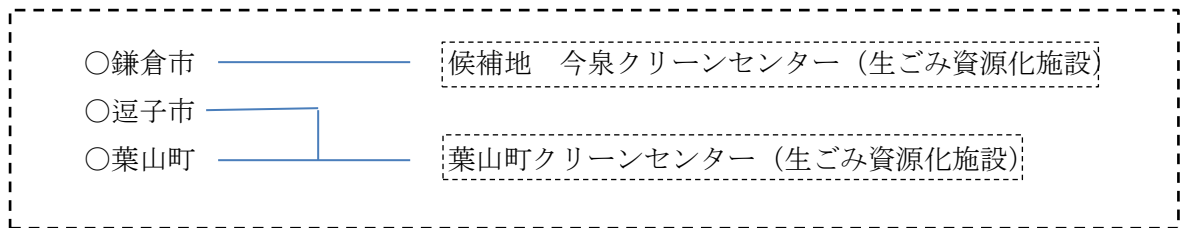


表 7.1 第 I 期における処理施設の状況

		鎌倉市	逗子市	葉山町
		規模(t/日)	規模(t/日)	規模(t/日)
焼却施設		150	140	
粗大ごみ処理施設	破碎施設	100(※)		10
	圧縮施設	20(※)		
	併用施設		30	10
資源化施設	カン・ビン	20		
	ミックスペーパー	20		
	ペットボトル		1.25	
	容器包装プラスチック		6.7	
	植木剪定枝		3.75	
	生ごみ	3.8		10

(※) 鎌倉市の破碎施設及び圧縮施設の規模は名越クリーンセンターと今泉クリーンセンターの合計規模

(4) 連携の概要

第 I 期における連携の概要を整理すると、図 7.1 に示すとおりとなります。

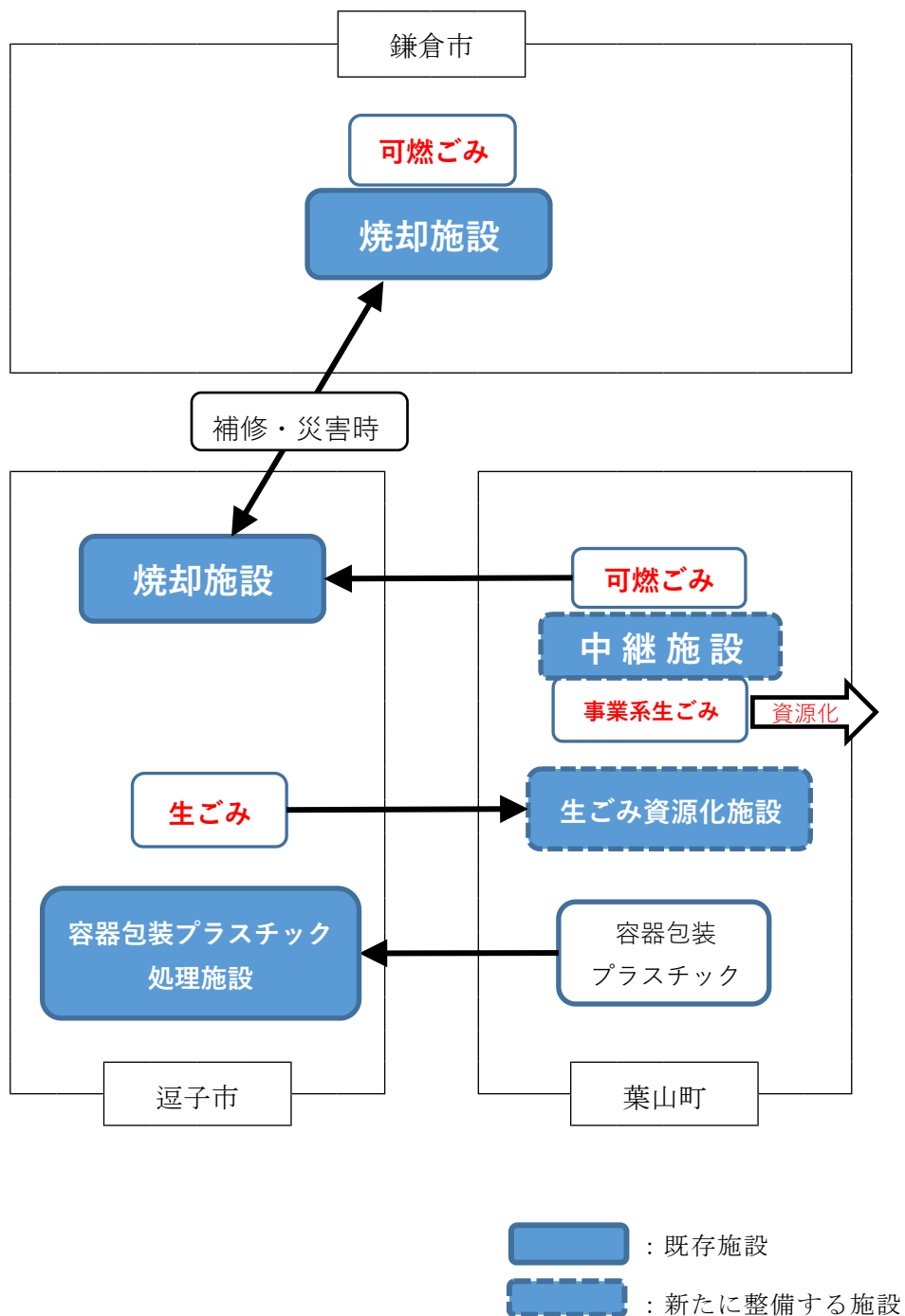


図 7.1 第 I 期連携の概念図

3 第Ⅱ期（令和7年度～令和11年度）計画の整備方針

令和7年度(2025年度)から11年度(2029年度)を第Ⅱ期計画として、以下の方針で連携を推進していきます。

(1) 焼却施設、中継施設

焼却施設は、ごみの減量・資源化を推進することにより焼却量を削減し、逗子市の既存施設を利用して2市1町の可燃ごみの処理を行うこととします。鎌倉市にも中継施設を整備し逗子市焼却施設に運搬するものとします。

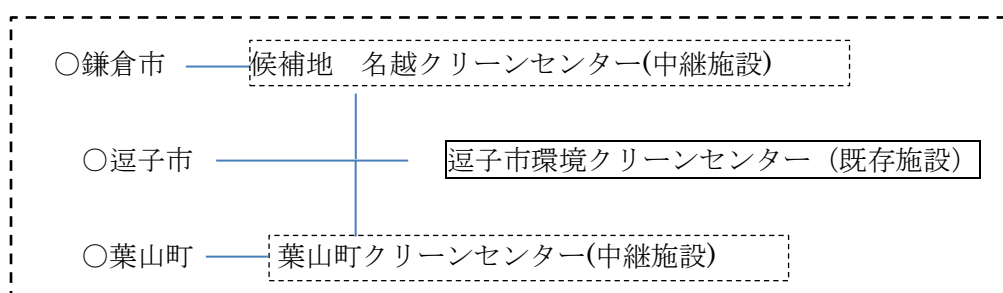
鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中（令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)）は、逗子市焼却施設の焼却可能量が年間20,000t程度であることから、2市1町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表7.2のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を適正に自区外処理するものとします。

なお、区域内の焼却施設が1施設になることから、近隣市町や民間事業者等とごみ処理に関する協定等を結び、緊急を要する災害や処理が困難になった場合等における処理を要請します。

表 7.2 第Ⅱ期における可燃ごみの処理状況

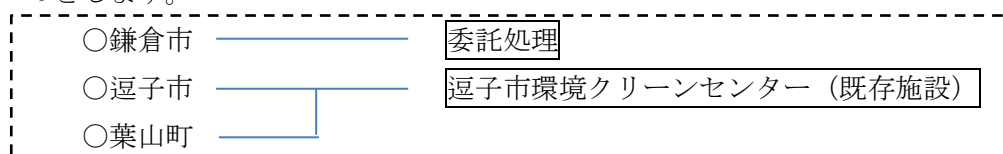
(t)

	令和7年度 (2025年度)	令和9年度 (2027年度)	令和11年度 (2029年度)
逗子市・葉山町焼却量	11,086	10,380	9,935
鎌倉市焼却量	15,727	15,600	9,998
焼却量合計	26,813	25,980	19,933
逗子市焼却可能量	20,000		
自区外処理量	6,813	5,980	0



(2) 容器包装プラスチック

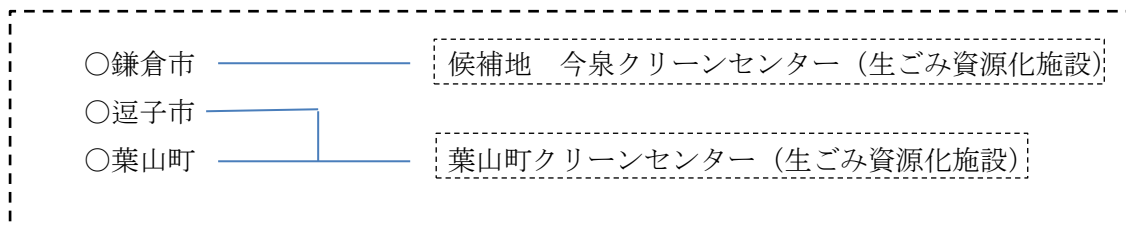
容器包装プラスチックの処理は、引き続き、次に示す連携を図り処理を行っていくものとします。



(3) 生ごみ

生ごみの処理は、引き続き、鎌倉市と葉山町の資源化施設で処理を行っていくものとします。

鎌倉市の生ごみ資源化施設は、第Ⅰ期において整備する5t未満の施設での検証を行い、当該地にて、全市の生ごみを処理する施設へ拡大する予定です。



それ以外の品目は引き続き、各市町において処理を行うものとします。

表 7.3 第Ⅱ期における処理施設の状況

		鎌倉市	逗子市	葉山町
		規模(t/日)	規模(t/日)	規模(t/日)
焼却施設		廃止	140	
粗大ごみ処理施設	破碎施設			10
	圧縮施設			
	併用施設		30	10
資源化施設	カン・ビン	20		
	ミックスペーパー	20		
	ペットボトル		1.25	
	容器包装プラスチック		6.7	
	植木剪定枝		3.75	
	生ごみ	3.8(24) (※)		10

(※)鎌倉市の生ごみ資源化施設は、令和10年度(2028年度)に24t/日に拡大予定

(4) 連携の概要

第Ⅱ期における連携の概要を整理すると、図 7.2 に示すとおりとなります。

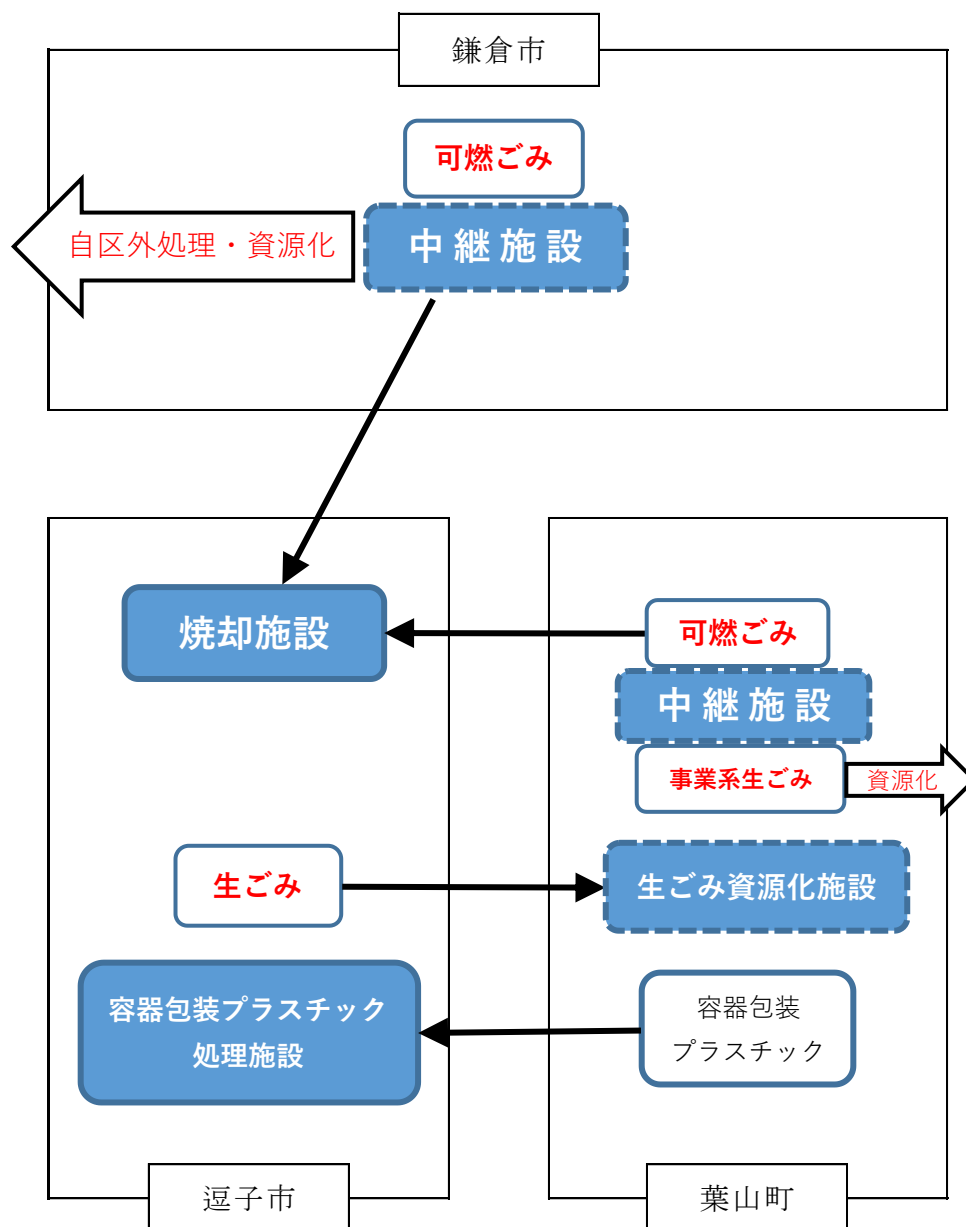


図 7.2 第Ⅱ期連携の概念図

4 整備スケジュール

第Ⅰ期及び第Ⅱ期の整備スケジュールは、図 7.3 に示すとおり考えられます。

			令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
			第Ⅰ期					第Ⅱ期				
可燃ごみ	焼却施設	鎌倉市	鎌倉市名越クリーンセンター					自区外処理				
		逗子市						逗子市環境クリーンセンター				
		葉山町	逗子市環境クリーンセンター					(継続)				
	中継施設	鎌倉市						候補地名越クリーンセンター				
		逗子市										
		葉山町						葉山町クリーンセンター				
生ごみ	鎌倉市						候補地 今泉クリーンセンター					
	逗子市											
	葉山町						葉山町クリーンセンター					
不燃ごみ	鎌倉市	鎌倉市名越・今泉クリーンセンター、坂ノ下積替所					(継続)					
	逗子市	逗子市環境クリーンセンター										
	葉山町	葉山町クリーンセンター										
粗大ごみ	鎌倉市	鎌倉市名越・今泉クリーンセンター					(継続)					
	逗子市	逗子市環境クリーンセンター										
	葉山町	葉山町クリーンセンター										
ペットボトル	鎌倉市	委託処理					(継続)					
	逗子市	逗子市環境クリーンセンター					(継続)					
	葉山町	委託処理					(継続)					
容プラ	鎌倉市	委託処理					(継続)					
	逗子市											
	葉山町	逗子市環境クリーンセンター					(継続)					

図 7.3 整備スケジュール

5 ごみ処理施設の集約化等によるごみ処理経費の縮減

ごみ処理施設については、原則として、既存施設を有効に利用することによって建設費等の費用を抑えるとともに、2市1町の資源物又はごみを1施設に集約することによってスケールメリットを活かし、ごみ処理経費の縮減を図るものとします。

可燃ごみについては、逗子市焼却施設で第Ⅰ期において逗子市・葉山町の可燃ごみを焼却し、第Ⅱ期において2市1町の可燃ごみを焼却することとします。しかし、鎌倉市における生ごみ資源化施設の拡大整備期間中（令和7年度(2025年度)～令和10年度(2028年度)）は、逗子市焼却施設の焼却可能量が20,000t程度であることから、2市1町の全ての可燃ごみを処理することが不可能であるため、表7.2のとおり、鎌倉市の可燃ごみの一部を適正に自区外処理するものとします。

生ごみについては、葉山町に生ごみ資源化施設を整備し逗子市・葉山町の家庭系生ごみを資源化し、容器包装プラスチックについては、逗子市の施設を更新し逗子市・葉山町の容器包装プラスチックを資源化するものとします。

また、第Ⅰ期から第Ⅱ期にかけて継続して活用することとしている粗大ごみ処理施設や不燃ごみ処理施設等についても、2市1町のごみ処理施設として集約化することを検討していきます。

6 2市1町における将来のごみ処理体制について

(1) 可燃ごみの処理について

可燃ごみ処理に関しては、逗子市既存焼却炉を活用し、逗子市及び葉山町の可燃ごみに加え、令和7年度以降鎌倉市の可燃ごみを処理するものとしています。当該施設の稼働期間は、出来るだけ長く稼働することを目指していますが、老朽化していることを踏まえ、令和7年度から概ね10年間の稼働とし、適切な維持・修繕を図っていきます。

(2) 逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみ処理の考察

逗子市焼却施設稼働停止後の可燃ごみ処理については、「区域内での焼却施設建設」若しくは「区域外での処理」の何れかとなります。

処理手法の検討に当たっては、2市1町ごみ処理に関する基本理念である「ゼロ・ウェイスト」の実現のための資源化の推進、人口動態、新技術の実用化の進捗、国・県の動向などを踏まえる必要があります。

ア 人口動態とごみ量の予測

将来の人口予測、本計画に掲げた資源化策から試算した2市1町の将来の可燃ごみ排出量は、令和11年度(2029年度)には年間2万トン程度となり、その後も人口減少により削減していくと試算しています。

イ 区域内で新たな焼却施設を建設する場合の条件

近年、新たに焼却施設を建設する場合は、エネルギー回収が必須となりそのためには、最低でも日量100トン程度(年間約27,000t)の規模の焼却施設の検討が必要となります。(H31.3.29 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知)

ウ 新技術の実用化の進捗

これまで資源化が難しかった混合ごみについても、乾式メタン発酵やバイオエタノール化といった新たな資源化技術が確立し始めており、国内では当該技術の活用による民間施設での資源化処理が事業化されている事例もあることから、これまでごみとして焼却処理するしかなかったごみの資源化が可能となってきています。

これらの新たな技術を活用し、更なる資源化を進めることにより、ごみを大幅に削減させることが可能となります。

エ 国の広域化・集約化のさらなる推進

ダイオキシン類の削減等、適正なごみ処理を推進するため平成9年から始まったごみ処理広域化ですが、人口の減少や更なる3Rの推進、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、ごみ処理に係る担い手不足などから、国は、平成31年3月29日付けで「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」を発出し、その中で「安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めていく上で、広域圏での一般廃棄物の排出動向を見据え、廃棄物の広域的な処理や廃棄物処理施設の集約化を図る等、必要な廃棄物処理施設整備を計画的に進めるべき」と示され

ています。

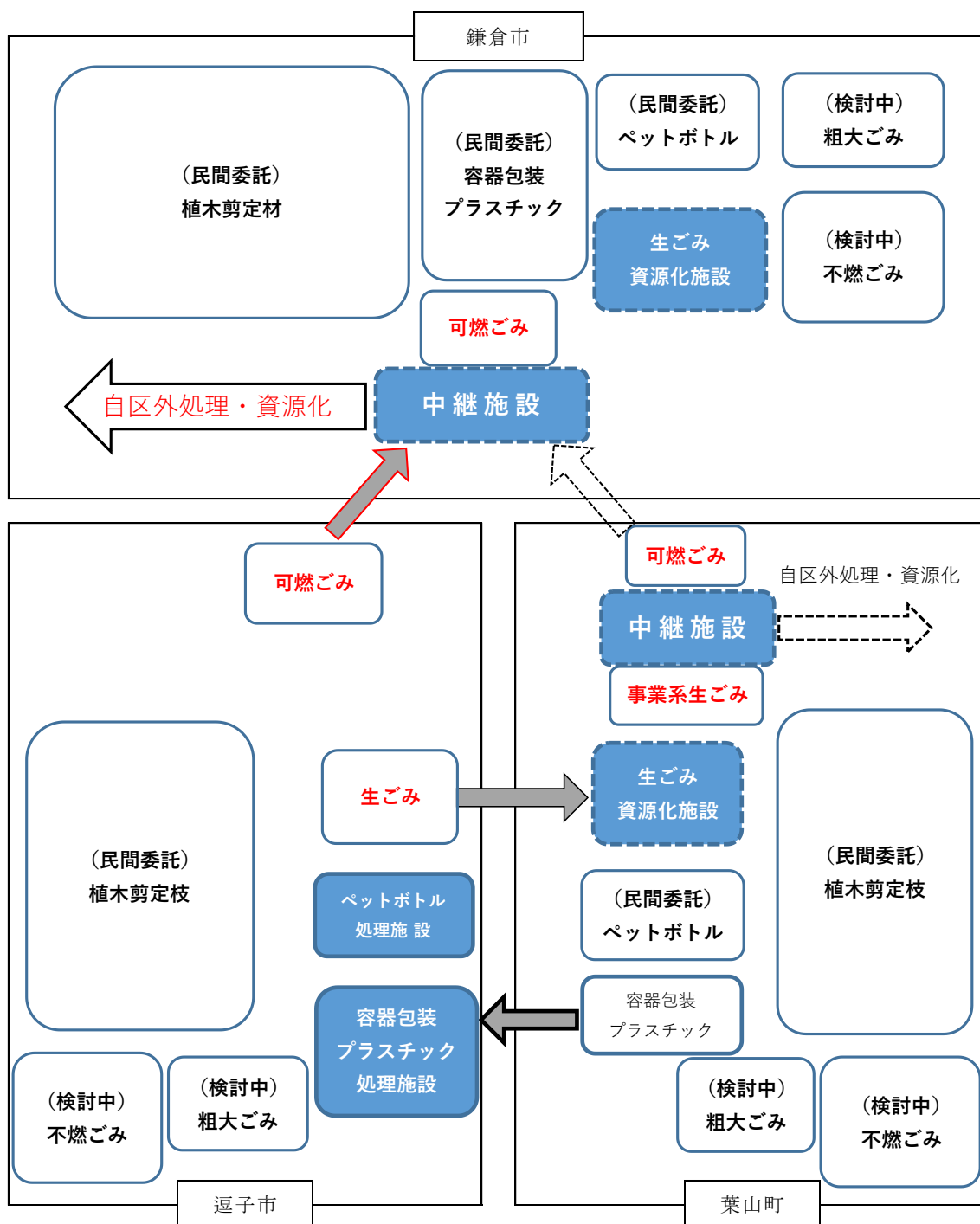
また、広域化・集約化の主な方法として「市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。」と民間活用の考え方も示されています。

今後、本通知により神奈川県が広域化・集約化計画を策定することが予定されています。

(3) 逗子市焼却施設停止後の焼却処理の考え方

以上の点を踏まえると、2市1町で新たな焼却施設を建設せずにゼロ・ウェイストを目指して、ごみの減量・資源化を進めていくのが最良と考えます。

今後は、広域化ブロック区割りの設定の見直し（拡大）も視野に入れつつ、民間の新技术による資源化手法を活用するなど、ゼロ・ウェイストを目指し更なるごみの資源化を進め、安定的なごみ処理を維持できるよう、引続き情報収集・研究・協議検討を重ねていきます。



※ 資源物（紙類、布類、ビン、カン等）の流れについては、本概念図には含まれていません。

図 7.4 逗子市焼却施設稼働停止後の概念図

区域内において焼却施設を整備しないので、可燃ごみの中継施設の整備が必須となることから、当該中継施設については、名越クリーンセンターの稼働停止後の跡地を候補地として、鎌倉市が整備を担うものとします。

第8章 計画の推進方策

1 連携体制

ごみ処理の広域連携を行うには、「広域連合」、「一部事務組合」、「事務委託」等いくつかの方法がありますが、2市1町の計画は、現状の体制を継続し、既存施設を活用して効率的にごみ処理等を行う計画であることから、「広域連合」や「一部事務組合」などの組織を作って運営するのではなく、地方自治法に基づく「事務委託」が効率的にごみ処理等を進めることができると考えています。一方、「事務委託」は委託側の自治体が当該事務の管理執行に関与できないことから、それを補完するため、図8に示す「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会」において、引き続き事業運営に係る連絡会議として充実させ、事務委託に係る執行状況を相互にチェックする体制を整備します。

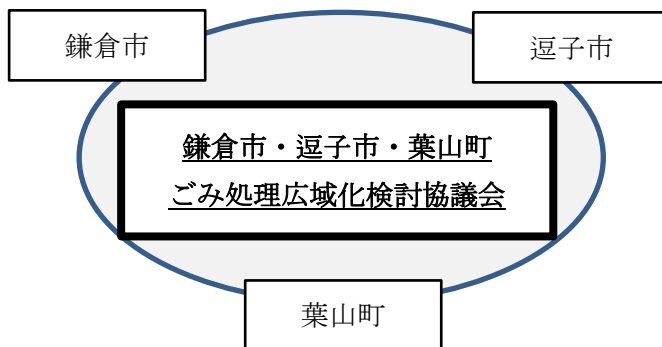


図8 連携体制

2 費用負担の方法

各市町の費用負担考え方としては、人口割、搬入量割等やそれらの組み合わせによるものがありますが、公平性が確保される費用負担とするように留意します。

各市町が広域処理施設として新たな施設整備を行う場合の建設費、運営管理費の負担割合については、上記の考え方を基に協議調整します。

既存施設の共同利用における基本的な費用負担の考え方については、搬入量割とし、対象経費を「施設の運営管理費」、「施設の改修費用」等の合計から搬入量の割合に応じて各市町が負担するものとします。

3 計画の進行管理及び見直し

本実施計画の実現に向けて、2市1町で十分な協議の上で詳細な内容を検討し、合意して実施していくことが基本になります。また、本実施計画に掲げた各事業を推進するためには、PDCAサイクルを活用して事業の進行管理を行います。

なお、本実施計画は令和2年度(2020年度)から令和11年度(2029年度)までの10年間としていますが、ごみ処理技術の進展、ごみの減量・資源化の状況や社会状況の変化等に適切に対応するため、必要に応じて鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化検討協議会で協議し見直しを行うものとします。

鎌倉市・逗子市・葉山町

鎌倉市環境部環境施設課 0467-61-3625

逗子市環境都市部資源循環課 046-873-1111

葉山町環境部環境課 046-876-1111